
滝沢市都市計画マスタープラン

平成27年3月

滝 沢 市

はじめに

滝沢市は秀峰岩手山の裾野に位置し、東には北上川、南には雫石川が流れる自然豊かな地域であるとともに、県都盛岡市に隣接しているという地域特性があります。

平成26年1月1日には『滝沢村』から『滝沢市』へと移行し、同年4月には滝沢市自治基本条例を施行しております。



この条例では新たな市民憲章を掲げ、また、めざす地域の姿を明文化しており、『住民自治日本一』をめざして市民主体の地域づくりを進めるとともに、夢のある地方自治を、市民・行政・議会の協働により推進していかねばならないとしております。

また、この条例を根拠として、滝沢市の最上位計画である総合計画も平成27年3月に策定しております。

総合計画の分野別計画に位置づけられる滝沢市都市計画マスタープランは平成16年3月に策定しておりますが、この11年の間に少子高齢化の進展、情報通信技術の高度化、環境・エネルギー問題の深刻化など社会経済情勢が大きく変化し、市民ニーズも多種多様化しております。

このような状況を踏まえ、新たな滝沢市のめざすべき将来像の方向性とその実現のための主要課題、それに対応した整備方針及び地域ごとの特性を生かした将来のあるべき姿を、総合計画や国土利用計画滝沢市計画の内容に沿いながら都市整備分野からわかりやすく描き、これらを実現するための方策を『道すじ』として明らかにし、都市づくりの『指針』となるものとして『滝沢市都市計画マスタープラン』を新たに策定いたしました。

本マスタープランは、将来目標を『人と人が結ばれる集約・連携型都市「たきざわ」』と定め、各種機能が集約した拠点間をつなぎ、幸せを実感できる環境づくりをめざし、施策を展開していきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました多くの方々には厚く御礼申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

滝沢市長 柳村典秀

～ 目 次 ～

1. 都市計画マスタープランとは	1
1-1. 役割	1
1-2. 位置づけ	1
1-3. 計画区域	2
1-4. 目標年次	2
2. 現況の把握	3
2-1. 自然的条件	3
2-2. 社会的条件	5
2-3. 土地利用状況	13
2-4. 住宅・生活環境状況	14
2-5. 交通状況	15
2-6. 防災・安全状況	15
2-7. 行財政状況	16
2-8. 上位計画等（抜粋）	17
3. 将来都市像の設定	23
3-1. 都市づくりの将来目標	23
3-2. 将来目標人口の設定	25
3-3. 将来都市構造	26
4. 全体構想の設定	30
4-1. 土地利用の基本方針	30
4-2. 交通体系の整備の基本方針	32
4-3. 都市施設の整備の基本方針	34
4-4. 都市防災・景観・環境形成の基本方針	36
4-5. 市街地・住宅整備の基本方針	38

5. 地域別構想の設定	39
5-1. 小岩井地域	40
5-2. 大釜地域	42
5-3. 篠木地域	44
5-4. 大沢地域	46
5-5. 鶺鴒地域	48
5-6. 姥屋敷地域	50
5-7. 元村・室小路地域	52
5-8. 東部地域	54
5-9. 一本木地域	56
5-10. 柳沢地域	58
5-11. 地域別比較	60
6. 実現化方策の検討	66
6-1. アクションプログラムの検討	66
6-2. 協働の都市づくりを推進するための役割分担の検討	70

1. 都市計画マスタープランとは

1-1. 役割

都市計画マスタープランとは、都市及び地域の目指すべき将来像の方向性とその実現のための主要課題、それに対応した整備方針及び地域ごとの特性を生かした将来のあるべき姿を、都市整備分野からわかりやすく描き、これらを実現するための方策を「道すじ」として明らかにし、都市づくりの「指針」となるものです。

1-2. 位置づけ

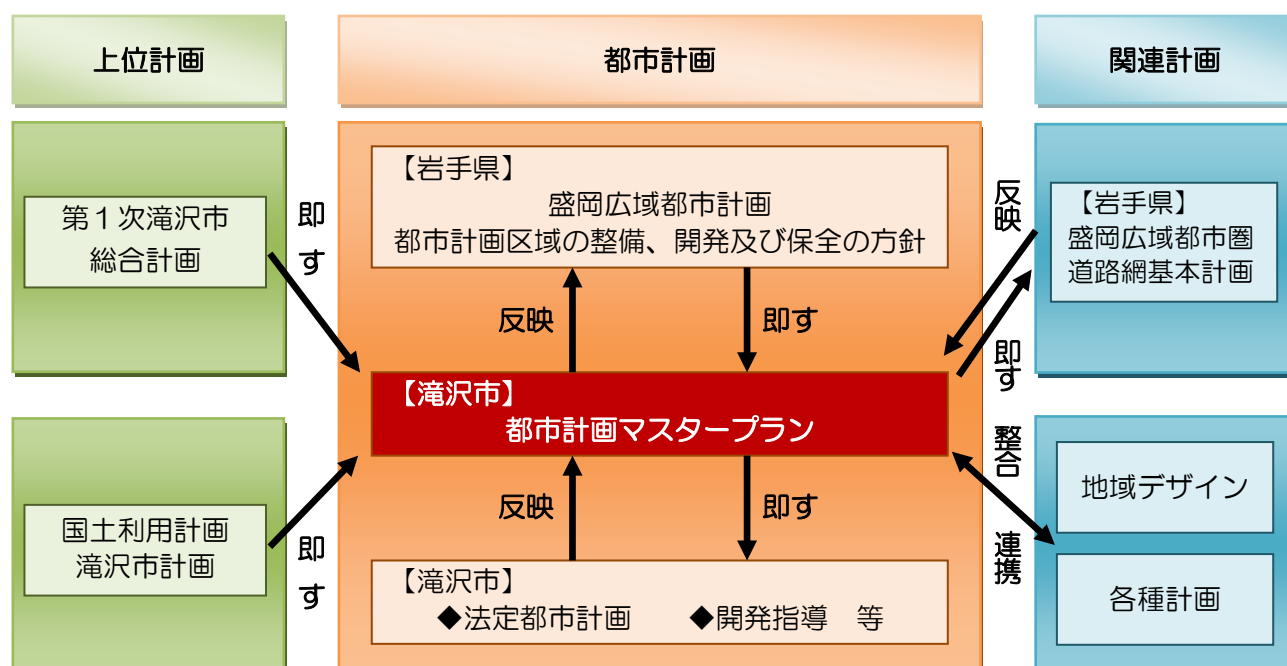
都市計画法第18条の2において、市町村は「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を定めることとなっており、市町村が定める「総合計画」や都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即したものでなければならないと位置づけられています。

本市においては、平成16年3月に都市計画マスタープランを策定していますが、11年が経過しており、市制移行を契機に新たな滝沢市としての将来像を描くために、第1次滝沢市総合計画に即した内容として新たに策定します。

都市計画法第18条の2（抜粋）

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）
 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

▼ 図 都市計画マスタープランの位置づけ



1-3. 計画区域

市町村都市計画マスタープランは「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するため、原則的には都市計画区域内を対象範囲としていますが、滝沢市では将来及び現在の都市化動向を適正に方針づけるために、滝沢市全体を対象範囲とします。

1-4. 目標年次

本マスタープランの策定にあたっては、概ね 20 年後の長期的な将来都市像を見据えることを目標とし、平成 45 年（2033 年）を目標年次とします。

なお、「盛岡広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「滝沢市総合計画」、「国土利用計画滝沢市計画」等の計画と整合を図り、内容の見直しを行うこととします。

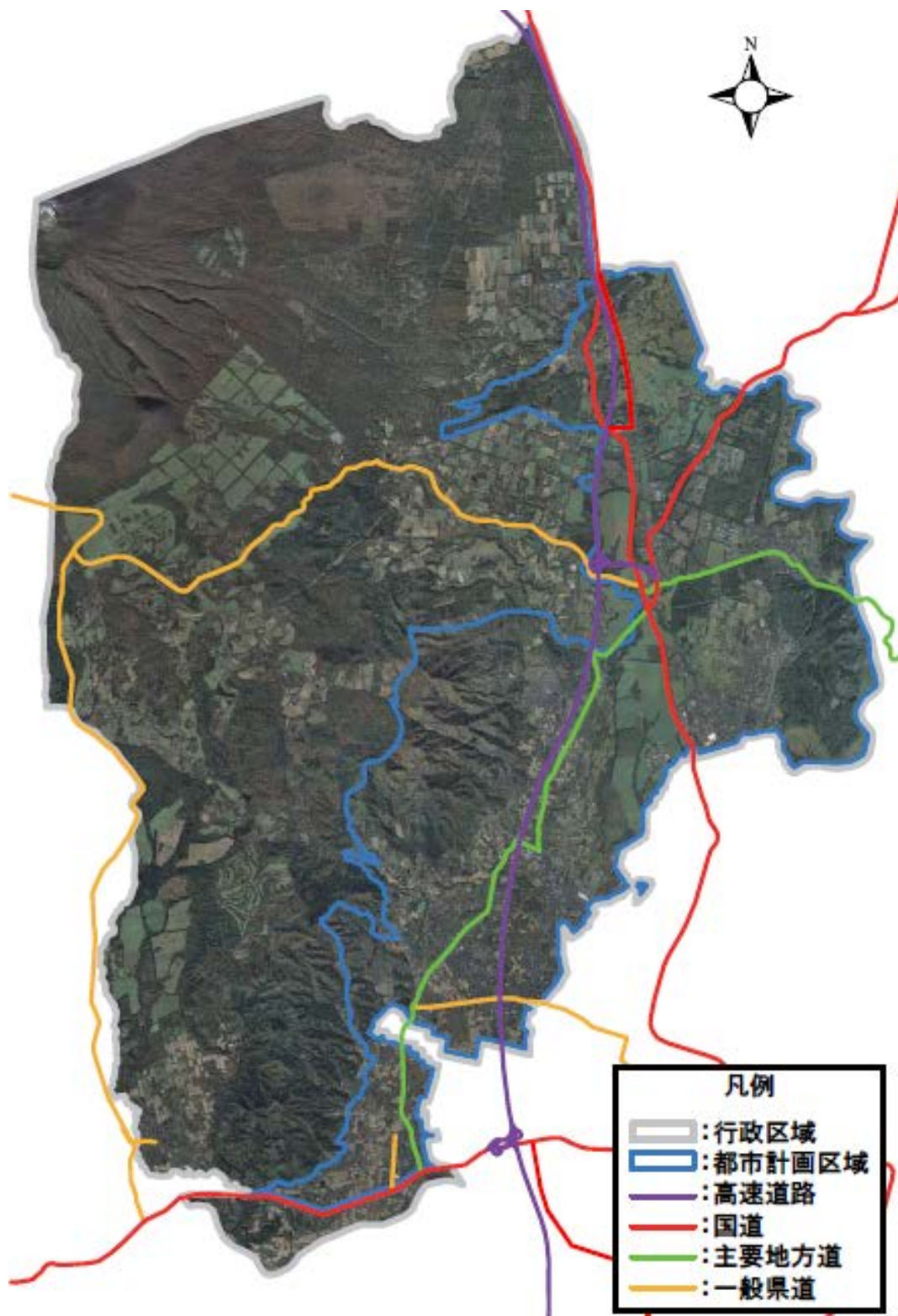
2. 現況の把握

2-1. 自然的条件

(1) 自然条件、地形水系

➤市の北西に秀峰岩手山を望み、東に北上川、南に雫石川が流れ、酪農や水田等の都市近郊農業が形成された自然豊かな地域です。

▼ 図 市域航空写真



(2) 気象環境

- 気候は内陸性気候で寒暖の差が激しく、夏は比較的過ごしやすいですが、冬は寒さが厳しいことが特徴です。

(3) 地質土壌

- 標高 400m以上の地帯は丘陵起伏が著しく、主として火山層からなりますが、南部と東南部の一部は石英粗面岩によって構成され、東南縁はほとんど第三紀系凝灰質砂岩あるいは砂質下位頁岩を基盤に上層は新期堆積物の火山放出層の成層があります。この新期堆積物の生成時期は長期にわたっており、ローム質状、又は粘土状であり、一般的に保水性に富み、軟弱です。

(4) 動植物相・緑地現況

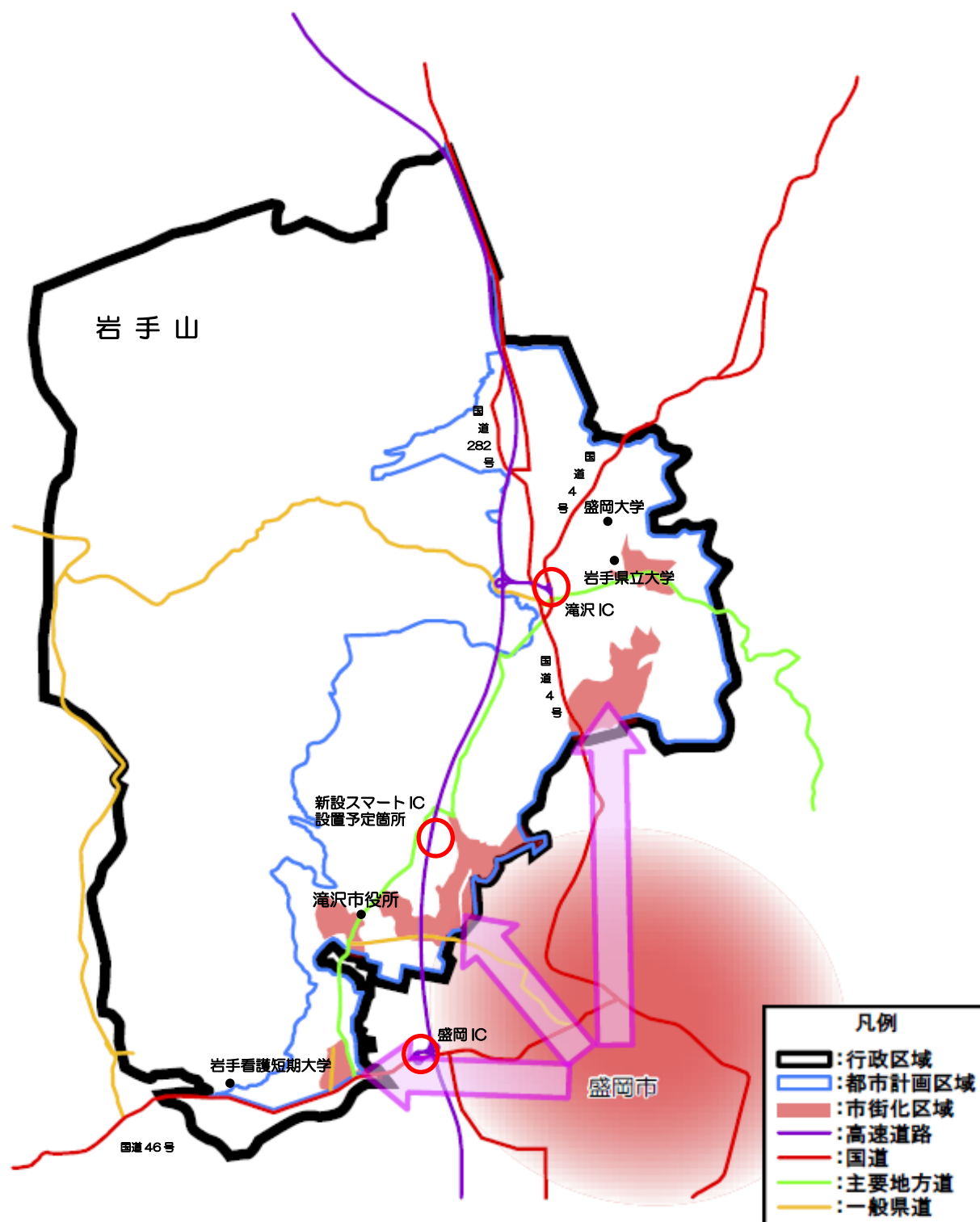
- 市内の森林は、岩手山の火山体主部（原生）の一部が国立公園にも指定されている天然林ですが、これを除いた木々と火山麓（里山）は二次林や人工林です。
- 山林所有者など林業関係者の高齢化や後継者不足により、山林、森林の管理が停滞し、野生生物の個体数減少等が懸念されます。

2-2. 社会的条件

(1) 広域的位置づけ

- 本市は盛岡広域都市圏に位置し、買い物や働き場を盛岡市に依存し、居住の場として急激に市街化が進行してきました。
- 市内に岩手県立大学、盛岡大学、岩手看護短期大学の3大学や試験研究機関が所在し、盛岡広域都市圏における研究学園地域としての機能を持ちます。

▼ 図 本市の広域的位置づけ（イメージ）



(2) 人口・産業の交流

①通勤・通学流動

- 本市の通勤・通学者の約半数は自市内を通勤・通学先としており、平成17年と平成22年を比較してもほぼ変化はありません。
- 市内に常住する就業者数や市内で働く従業者数は減少しています。
- 流出先・流入元ともに、盛岡市が大半を占めており、盛岡市との一体性が確認されます。

▼ 表 通勤・通学流動（流出）

	平成17年				平成22年			
	通勤・通学合計	内訳		通勤・通学合計	内訳			
		通勤	通学		通勤	通学		
総数	31,548	(100.0%)	27,404	4,144	30,282	(100.0%)	26,478	3,804
市内で	14,131	(44.8%)	11,651	2,480	12,482	(41.2%)	10,474	2,008
市外へ（流出）	17,417	(55.2%)	15,753	1,664	17,799	(58.8%)	16,003	1,796
県内	17,229	(54.6%)	15,588	1,641	17,415	(57.5%)	15,668	1,747
盛岡市	13,594	(43.1%)	12,093	1,501	14,255	(47.1%)	12,648	1,607
水沢市	26	(0.1%)	24	2	-	-	-	-
花巻市	137	(0.4%)	124	13	160	(0.5%)	144	16
北上市	97	(0.3%)	91	6	120	(0.4%)	117	3
一関市	37	(0.1%)	33	4	30	(0.1%)	29	1
二戸市	43	(0.1%)	35	8	45	(0.1%)	42	3
八幡平市	622	(2.0%)	616	6	657	(2.2%)	650	7
奥州市	-	-	-	-	36	(0.1%)	33	3
雫石町	932	(3.0%)	916	16	921	(3.0%)	907	14
葛巻町	17	(0.1%)	-	-	21	(0.1%)	21	-
岩手町	199	(0.6%)	197	2	186	(0.6%)	185	1
玉山村	574	(1.8%)	574	-	-	-	-	-
紫波町	172	(0.5%)	171	1	163	(0.5%)	160	3
矢巾町	556	(1.8%)	480	76	674	(2.2%)	591	83
石鳥谷町	32	(0.1%)	32	-	-	-	-	-
一戸町	61	(0.2%)	59	2	66	(0.2%)	63	3
その他の市町村	130	(0.4%)	126	4	81	(0.3%)	78	3
その他の都道府県	188	(0.6%)	165	23	199	(0.7%)	183	16

出典：各年国勢調査

▼ 表 通勤・通学流動（流入）

	平成17年				平成22年			
	通勤・通学合計	内訳		通勤・通学合計	内訳			
		通勤	通学		通勤	通学		
総数	24,731	(100.0%)	19,399	5,332	22,623	(100.0%)	17,903	4,720
市内で	14,131	(57.1%)	11,651	2,480	12,482	(55.2%)	10,474	2,008
市外から（流入）	10,600	(42.9%)	7,748	2,852	9,955	(44.0%)	7,276	2,679
県内	10,456	(42.3%)	7,650	2,806	9,853	(43.6%)	7,213	2,640
盛岡市	6,852	(27.7%)	4,936	1,916	7,123	(31.5%)	5,350	1,773
水沢市	40	(0.2%)	10	30	-	-	-	-
花巻市	126	(0.5%)	64	62	200	(0.9%)	88	112
北上市	120	(0.5%)	33	87	126	(0.6%)	33	93
一関市	19	(0.1%)	5	14	18	(0.1%)	7	11
二戸市	25	(0.1%)	13	12	54	(0.2%)	21	33
八幡平市	838	(3.4%)	678	160	704	(3.1%)	544	160
奥州市	-	-	-	-	81	(0.4%)	23	58
雫石町	613	(2.5%)	540	73	567	(2.5%)	484	83
葛巻町	47	(0.2%)	38	9	48	(0.2%)	28	20
岩手町	331	(1.3%)	264	67	318	(1.4%)	239	79
玉山村	699	(2.8%)	590	109	-	-	-	-
紫波町	266	(1.1%)	165	101	238	(1.1%)	155	83
矢巾町	233	(0.9%)	177	56	240	(1.1%)	161	79
石鳥谷町	42	(0.2%)	21	21	-	-	-	-
一戸町	62	(0.3%)	39	23	59	(0.3%)	34	25
その他の市町村	143	(0.6%)	77	66	77	(0.3%)	46	31
その他の都道府県	144	(0.6%)	98	46	102	(0.5%)	63	39

出典：各年国勢調査

②消費購買動向調査

- 市内在住者の主要な買い物先は盛岡市（全体の約 70%）であり、市内で買い物をしているのは 30% 程度です。
- 他市町村から本市へ買い物に来ている人は、ほとんどいません。

▼ 表 商品購買流入・流出状況

	品目総合	
	流入	流出
滝沢市	32.1%	
盛岡市	0.3%	66.0%
八幡平市	0.6%	0.1%
雫石町	0.4%	0.8%
葛巻町	0.3%	—
岩手町	1.8%	—
紫波町	0.5%	—
矢巾町	—	0.1%
その他県内	—	0.1%
その他県外	—	0.1%

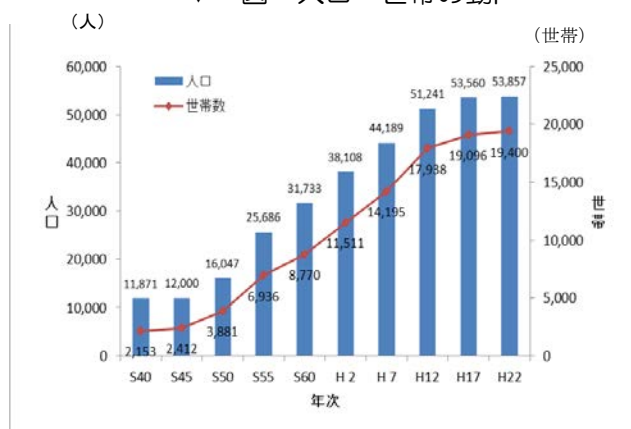
出典：平成 20 年度岩手県広域消費購買動向調査

(3) 人口・世帯数の動向

①総人口、世帯数

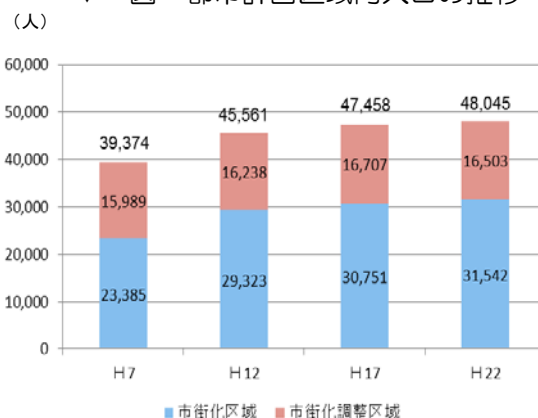
- 昭和 50 年から平成 12 年にかけては、急激な市街化により、人口が約 3 倍、世帯数が約 5 倍増加しています。
- 平成 12 年以降は、人口及び世帯数の増加傾向は沈静化しており、微増にとどまっています。
- 総人口の約 90%が都市計画区域内、約 60%が市街化区域内に居住しています。
- 市街化調整区域人口は平成 17 年以降、減少に転じています。

▼ 図 人口・世帯の動向



出典：各年国勢調査

▼ 図 都市計画区域内人口の推移



出典：各年滝沢市都市計画基礎調査

②年齢階層別人口

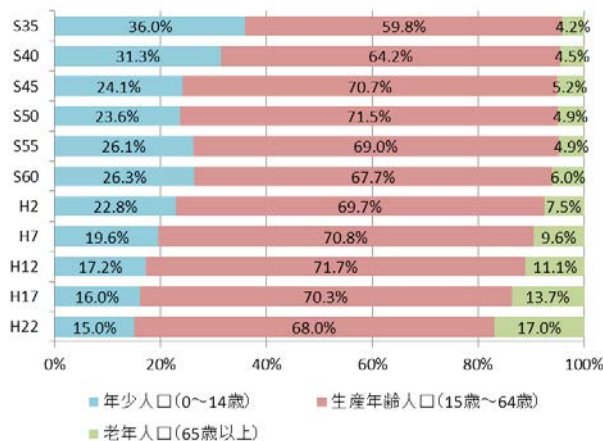
- 急激な市街化による人口流入により、各年代で人口が増加しています。
- 近年では、年少人口及び生産年齢人口の増加傾向は停滞し、老年人口の増加傾向が継続していることから、高齢化率が増加傾向にあります。

▼ 表 年齢階層別人口の推移

	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15歳~64歳)	老年人口 (65歳以上)	総数
S35	4,028	6,694	466	11,188
S40	3,715	7,619	537	11,871
S45	2,895	8,480	625	12,000
S50	3,787	11,468	792	16,047
S55	6,710	17,728	1,248	25,686
S60	8,327	21,496	1,910	31,733
H2	8,670	26,508	2,864	38,042
H7	8,660	31,273	4,225	44,158
H12	8,825	36,739	5,677	51,241
H17	8,542	37,652	7,339	53,560
H22	7,994	36,344	9,064	53,857

出典：各年国勢調査

▼ 図 年齢階層別人口の推移



出典：各年国勢調査

③人口動態

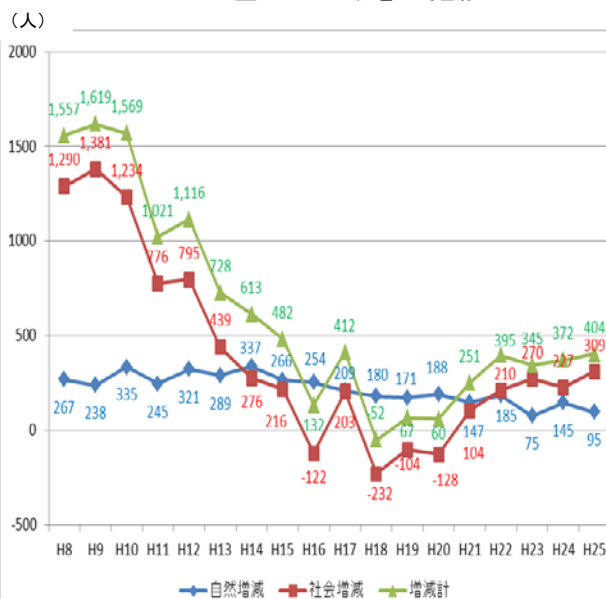
- 近年の社会動態は、転入が停滞しており、平成16年以降では転出が転入を上回り、社会減の年が見受けられます。
- 近年の自然動態は、これまでの急激な市街化による人口流入により生産年齢人口が増加してきたことから、出生が死亡を上回り、自然増で推移しています。

▼ 表 人口動態の推移

	自然増減			社会増減		増減計	
	出生	死亡	転入	転出			
H8	267	468	201	1,290	3,671	2,381	1,557
H9	238	470	232	1,381	3,875	2,494	1,619
H10	335	571	236	1,234	3,781	2,547	1,569
H11	245	503	258	776	3,417	2,641	1,021
H12	321	561	240	795	3,385	2,590	1,116
H13	289	548	259	439	3,112	2,673	728
H14	337	597	260	276	3,258	2,982	613
H15	266	531	265	216	2,923	2,707	482
H16	254	535	281	△ 122	2,820	2,942	132
H17	209	506	297	203	2,931	2,728	412
H18	180	496	316	△ 232	2,706	2,938	△ 52
H19	171	518	347	△ 104	2,578	2,682	67
H20	188	502	314	△ 128	2,584	2,712	60
H21	147	503	356	104	2,644	2,540	251
H22	185	541	356	210	2,482	2,272	395
H23	75	467	392	270	2,571	2,301	345
H24	145	518	373	227	2,437	2,210	372
H25	95	467	372	309	2,683	2,374	404

出典：各年市勢統計書

▼ 図 人口動態の推移

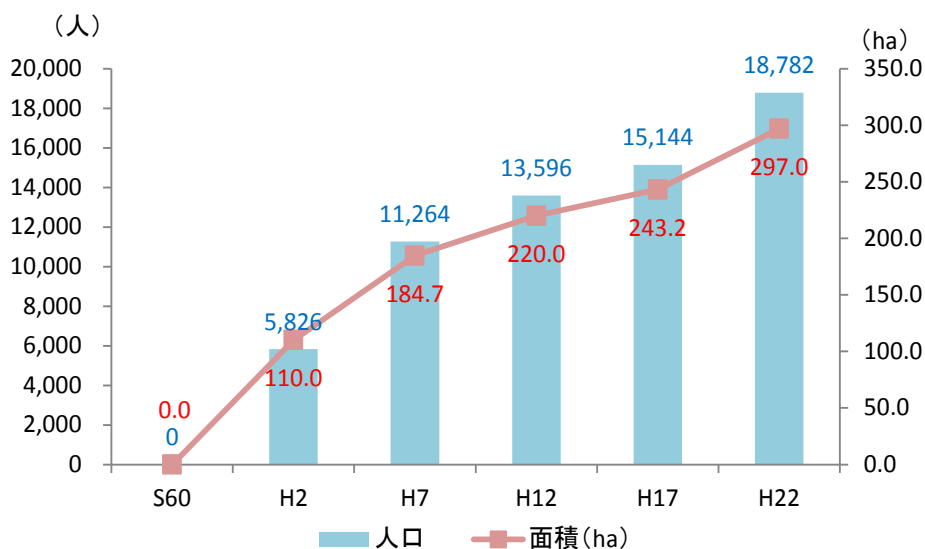


出典：各年市勢統計書

④人口集中地区（DID 地区）の推移

- 人口集中地区は、総人口の増加により平成 2 年から発生し、年次を追うごとに増加しています。
- 近年では総人口の増加傾向が停滞していますが、人口集中地区の増加傾向は継続しています。

▼ 図 DID 地区内人口、DID 地区面積の推移



出典：各年国勢調査

(4) 産業の動向

①産業別就業人口

- 総就業人口は、昭和 60 年から平成 22 年にかけて約 1.7 倍に増加していますが、平成 17 年から平成 22 年にかけては減少しています。
- 産業別では、第一次産業就業者数は減少傾向が継続し、第二次産業は増加傾向であったものの近年は減少に転じています。一方、第三次産業は増加傾向が継続しています。

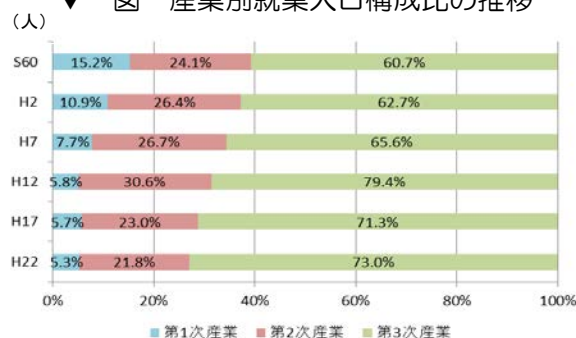
▼ 表 生産年齢人口と就業人口

	生産年齢人口	全就業人口	第1次産業	第2次産業	第3次産業
S60	21,496	15,522	2,353	3,735	9,401
H2	26,508	19,081	2,074	5,027	11,960
H7	31,273	23,077	1,763	6,159	15,113
H12	36,739	26,988	1,564	7,055	18,289
H17	37,652	27,404	1,551	6,263	19,432
H22	36,344	26,478	1,374	5,683	19,067

※分類不能があるため、全就業人口は合計値とは一致しない。

出典：各年国勢調査

▼ 図 産業別就業人口構成比の推移



出典：各年国勢調査

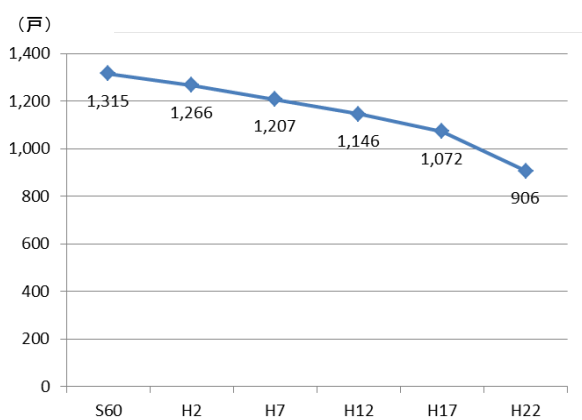
②地区別就業人口

- 行政区域のうち、都市計画区域内に事業所数や従業者数が多い地区が多く所在しています。
- 岩手県立大学等が所在する地区（東部地区）、岩手牧場等が所在する地区（東部地区）、盛岡ガス等が所在している地区（元村地区）などの事業所数及び従業者数が特に多くなっています。

③農業

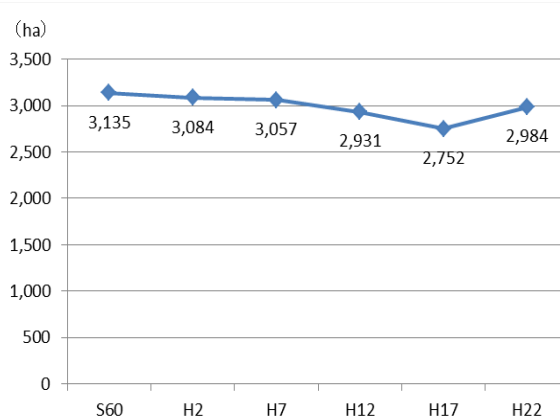
- 農家数、農業従業人口のいずれも減少傾向にあります。
- 経営耕地面積は減少傾向にありましたが、平成 22 年度に増加しています。
- 近年の都市計画区域内における農地転用件数は、市街化区域内及び市街化調整区域内ともに減少傾向にあります。

▼ 図 農家数の推移



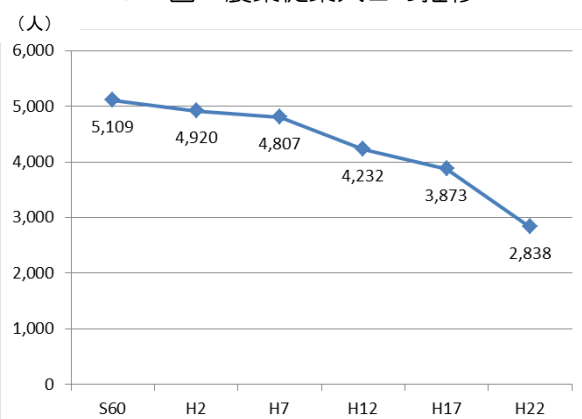
出典：各年農林業センサス

▼ 図 経営耕地面積の推移



出典：各年農林業センサス

▼ 図 農業従業人口の推移



出典：各年農林業センサス

▼ 表 農地転用状況

用途地域												無指定地域											
件数						面積 (ha)						件数						面積 (ha)					
H17	H18	H19	H20	H21	計	H17	H18	H19	H20	H21	計	H17	H18	H19	H20	H21	計	H17	H18	H19	H20	H21	計
57	47	37	54	44	239	8.4	12.5	5.1	1.9	1.8	29.6	24	13	10	16	15	78	2.3	1.5	1.0	1.5	2.7	9.1

出典：平成 22 年 滝沢村都市計画基礎調査

④工業

- 本市の主要産業は、食料品及び生産用機械器具です。
- 事業所数、従業員数、製造品出荷額のいずれも、平成12年まで増加傾向にありましたが、近年は減少に転じています。
- 労働生産性（製造品出荷額を従業員数で除したもの）は増加傾向にありましたが、近年は減少に転じています。

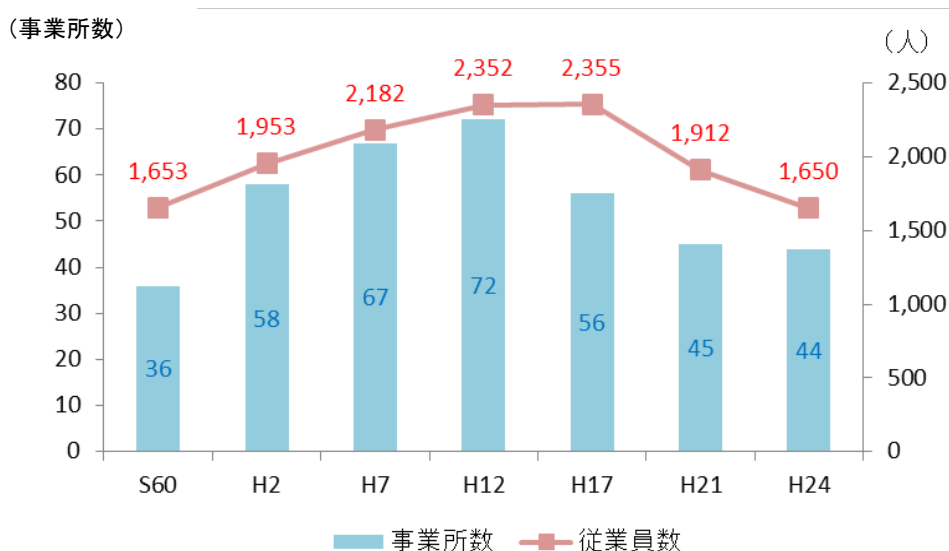
▼ 表 産業中分類別事業所数等（平成24年）

分類	事業所数	従業員数	製造品出荷額 (万円)	分類	事業所数	従業員数	製造品出荷額 (万円)
食料品	4	50	27,413	非鉄	2	21	x
繊維	3	36	11,897	金属	6	85	69,798
木材	1	26	x	はん用	1	19	x
家具	2	10	x	生産用	4	277	886,671
印刷	2	13	x	業務用	1	90	x
石油	1	6	x	電気	2	44	x
プラスチック	2	67	x	輸送	3	793	1,430,970
窯業	3	34	95,505	その他	7	79	53,033

※ x : 該当数字はあるが発表を控えたもの

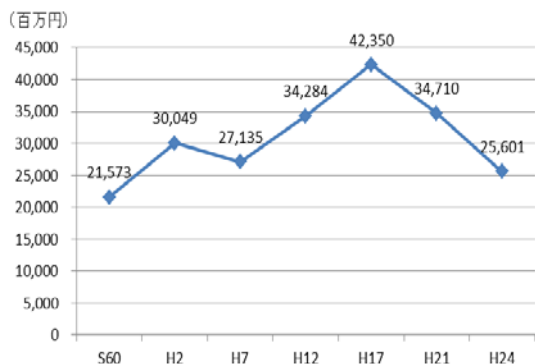
出典：各年工業統計調査

▼ 図 業務状態の推移



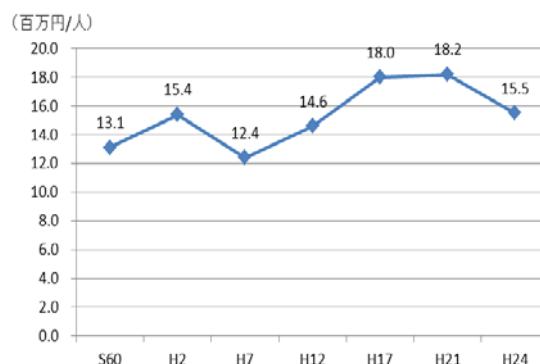
出典：各年工業統計調査

▼ 図 製造品出荷額の推移



出典：各年工業統計調査

▼ 図 労働生産性の推移



出典：各年工業統計調査

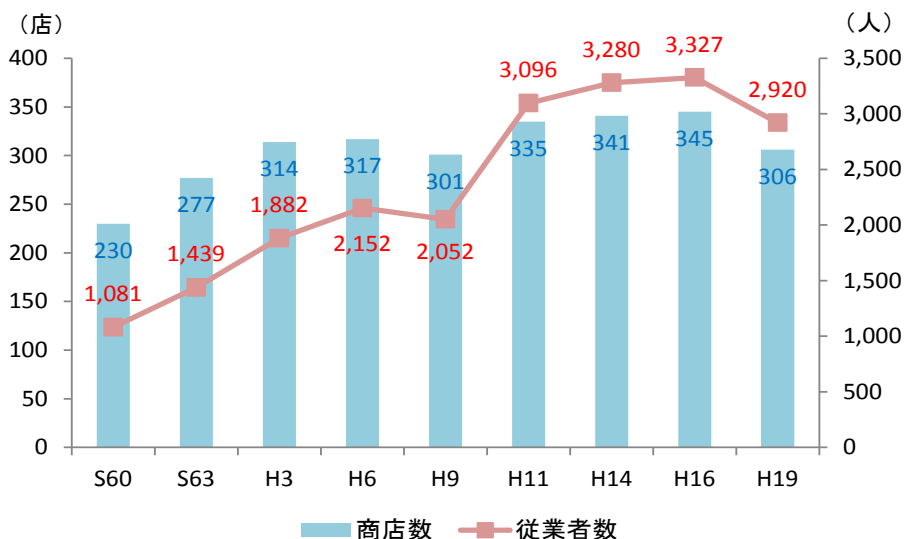
※製造品出荷額は、国内企業物価指数を用いデフレ処理をしている。(平成22年=100)

⑤商業

➤商店数、従業員数、年間商品販売額のいずれも、平成16年まで増加傾向にありましたが、近年は減少に転じています。

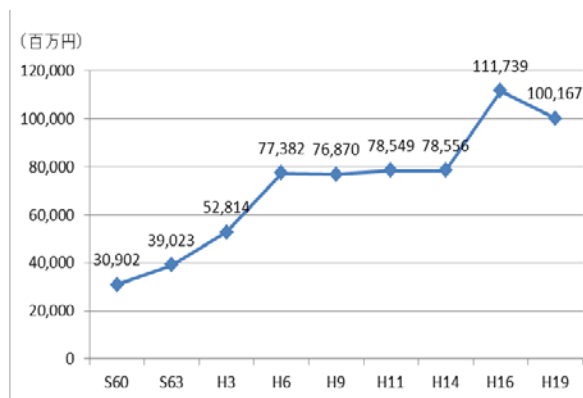
➤販売効率性（年間商品販売額を従業員数で除したもの）は、30百万円/人前後で増減を繰り返して推移しています。

▼ 図 従業員数の推移



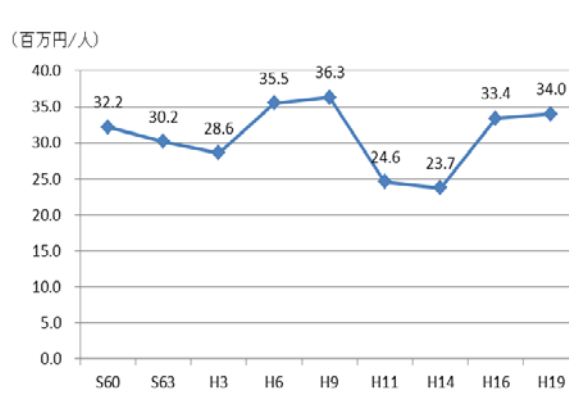
出典：各年商業統計調査

▼ 図 年間商品販売額の推移



出典：各年商業統計調査

▼ 図 販売効率性の推移



出典：各年商業統計調査

(5) 歴史・文化資源の分布

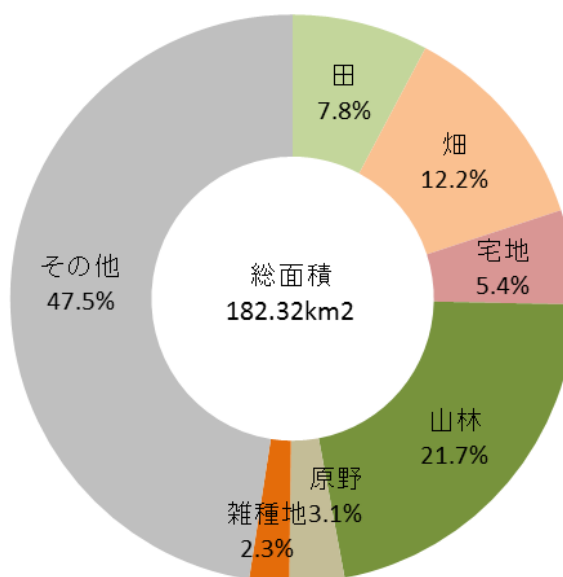
➤都市計画区域内に史跡が分布し、都市計画区域外に天然記念物が分布しています。

2-3. 土地利用状況

(1) 土地利用の動向

- 本市の南部から北部にかけて田・畑が広がり、盛岡市に近い平地部で盛岡市と連続して市街地が形成されています。
- 宅地は市域の5%程度であり、田畑が20%程度、山林や原野、その他が75%程度です。
- 大規模な土地利用として、陸上自衛隊岩手駐屯地、大学や試験研究機関、森林公園、盛岡西リサーチパークや農工団地などが所在します。
- 市街化区域内に残存農地（田、畑）やその他の空き地など、未利用地が市街化区域全体の約15%（106.2ha）所在します。

▼ 図 地目別土地利用の割合



出典：市勢統計書（平成25年度版）

(2) 市街地開発の動向

- 盛岡市街地に近接するエリアを中心に民間宅地開発事業が見られます。

(3) 法的規制状況

- 市街化区域712haのうち、住居系用途地域が657ha（92.3%）と大半を占めています。
- 第二種低層住居専用地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、工業専用地域の指定はありません。
- 市街化調整区域及び都市計画区域外には、陸上自衛隊岩手山中演習場を除き、広く農用地、国有林及び地域森林計画対象民有林が指定されています。

2-4. 住宅・生活環境状況

(1) 所有関係別・構造別住宅の状況

- 住宅の所有関係別世帯数は、各年同程度の構成比となっており、持ち家が最も多く全体の約 70% (12,686/18,901) 程度となっています (H22 滝沢市都市計画基礎調査)。
- 家屋の構造は木造が最も多く、全体の約 85%程度となっています。

(2) 住宅建築動向

- 最近 5 年間の新築件数は、平成 12 年～16 年までの 5 年間の新築件数と比較して減少しており、これまでの急激な市街化が沈静化してきていることがうかがえます。
- 建物用途別の新築件数で見ると、住宅が最も多く、全体の約 85%程度を占めています。
- 新築件数は市街化区域内で多く、市街化調整区域では、開発許可を受けて造成された大規模団地であるいずみ巣子ニュータウン、あすみ野など、民間事業者による宅地開発地に新築が多くなっています。

(3) 公的住宅状況

- 滝沢市内には 1 箇所、一本木地区に「市営一本木住宅」が整備されています。

▼ 図 市営一本木住宅



出典：滝沢市 HP

(4) 上下水道整備状況・ごみ処理・し尿処理施設状況

- 行政人口に対する汚水処理人口普及率は 79.8%で、ほぼ県内の平均的位置にあります (市調べ)。
- 人口増に伴い、給水人口も増加しています。
- 滝沢・雫石環境組合では滝沢市及び雫石町のごみを、年間約 23,500t 処理しています。そのうち、滝沢市分は約 17,500t です (市調べ)。
- 盛岡地区衛生処理組合滝沢処理センターでは滝沢市、盛岡市（一部の地域を除く）及び雫石町のし尿及び浄化槽汚泥を、年間約 40,000kl 処理しています。そのうち、滝沢市分は約 19,000kl です (市調べ)。

2-5. 交通状況

(1) 道路網・交通ターミナル等整備状況

- 市内には、東北縦貫自動車道、国道4号、国道46号、国道282号、主要地方道盛岡環状線といった幹線道路が通っています。
- 東北縦貫自動車道には滝沢インターチェンジがあります。
- 滝沢インターチェンジと盛岡インターチェンジの間にスマートインターチェンジの設置が予定されています。
- 交通ターミナル等の整備状況は、各駅に駐輪場のほか、巣子駅と大釜駅は市のパークアンドライド用の駐車場もあり、通勤のほか、出張や旅行などに利用が可能です。

(2) 道路交通量

- 交通量としては、国道4号が29千台/24h、国道46号が26千台/24h、国道282号が19千台/24h、主要地方道盛岡環状線が18千台/24hとなっています（平成22年度道路交通センサス）。
- 主な幹線道路のうち、国道4号（混雑度1.92）、主要地方道盛岡環状線（混雑度1.47）及び国道282号（混雑度1.19）の混雑度が高くなっています（平成22年度道路交通センサス）。

(3) 公共交通網・公共交通輸送状況

- 鉄道は、JR田沢湖線とIGRいわて銀河鉄道線の2路線、4駅が市内に所在します。運行本数は、JR田沢湖線が上下25本、IGRいわて銀河鉄道線が上下84本程度です。
- 近年の鉄道利用状況は、4駅で1日約6,000人で横ばいの傾向にあります（市調べ）。
- バス路線は、3つの民間バス事業者によって平日1日あたり約900本のバスが運行されていますが、中山間地域などでは路線の廃止や縮小が行われています。

2-6. 防災・安全状況

(1) 各種災害発生状況

- 近年の災害は、木賊川及び越前堰の増水による床下浸水等及び豪雨による土砂崩れ等が発生しています。
- 都市計画区域内を流れる木賊川の災害対策としては、県において分水路を整備済みであり、遊水地を整備中です。
- 越前堰については、岩手山麓土地改良区、雫石町等と協議を行い改修計画を策定中です。

(2) 公害発生状況

- 自動車交通による騒音レベルは、一般道観測地点8箇所のうち、昼・夜2時間帯の評価でいずれかが要請限度を超過している地点が1箇所あります。また、東北縦貫自動車道観測地点5箇所のうち、昼・夜2時間帯の評価でいずれかが環境基準を超過している地点はありません。
- 河川の水質レベルは、大腸菌群数を除き、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)、残存酸素量(DO)は、河川A類型(水道2級：沈殿ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの)の環境基準を満たしました。大腸菌群数については、生活雑排水や事業所系排水が混入したこと、土壌などに含まれる大腸菌群の影響が考えられます。

2-7. 行財政状況

(1) 都市計画行政等状況

- 最近5年間の都市計画事業執行状況は、土地区画整理事業2箇所、都市公園1箇所、公共下水道、都市計画道路4路線です。
- 都市計画道路の整備率は全体で52%程度であり、長期未着手路線・区間も多数所在しています。
- 公園は都市公園が滝沢総合公園1箇所、その他公園が188箇所開設しています。

(2) 市財政状況

- 平成24年度の自主財源は40.5%、依存財源は59.5%となっており、歳入総額の半分以上を国又は県からの依存財源により得ています。

▼ 表 自主、依存財源別歳入の状況

(単位:千円)

区分		年度	平成20年度	21	22	23	24
決算額	総額		13,882,406	15,311,173	15,802,287	16,018,557	16,313,666
	自主財源		6,697,417	6,541,221	6,402,941	6,717,790	6,598,913
	依存財源		7,184,989	8,769,952	9,399,346	9,300,767	9,714,753
構成比 (%)	自主財源		48.2	42.7	40.5	41.9	40.5
	依存財源		51.8	57.3	59.5	58.1	59.5

資料 財務課(決算統計)

出典：市勢統計書(平成25年度版)

2-8. 上位計画等（抜粋）

【盛岡広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成27年3月策定）】

I-4. 都市づくりの基本理念

本区域の基本理念を次のとおり掲げます。

**豊富な自然環境に恵まれ、歴史と文化の香りに満ちた、
北東北の拠点都市**

市街地周辺の豊富な自然環境や、街の中に息づく歴史的環境を活かし、自然と共生した安全でゆとりのある居住環境を形成するとともに、先端技術を核とする地域産業の活性化と新たな産業の展開や、都市基盤の整備による都市機能の強化、地域固有の歴史・伝統・文化などを活かした地域社会の形成により、歴史と文化の香りに満ちた、北東北の拠点都市を目指します。

I-5. 都市計画区域の基本方針

都市づくりの基本理念を踏まえ、本区域の基本方針を次のとおり定めます。

自然環境の保全と活用及び景観の保全と創出

美しい山並み景観を形成し、都市圏の人々の心の拠り所となってきた、市街地を取り巻く丘陵等の保全やうるおいと安らぎを与える湖、川等の水辺空間を活用するとともに、岩手山や八幡平、広大な田園風景など優れた景観の保全と魅力ある市街地景観の創出を図り、自然環境と調和したみどり豊かな都市空間の形成に努めます。

だれもが安心・快適に暮らすための都市環境の形成

だれもが安心・快適な生活を営むため、ひとにやさしいまちづくりや災害に強いまちづくりを念頭に、道路・公園・緑地・下水道などの生活基盤の整備や公共交通機関を充実させ、生活空間の向上を図ります。

地域産業の活性化と新しい産業の創出

産業の活性化のため、産学官の連携による高付加価値型産業などの新たな産業の創出や各産業間の連携した展開を図り、工業については交通便利性等の好条件のもとで工業集積し、商業においては大規模集客施設の適正な立地誘導を図り、地域特性を活かした魅力ある商業地の形成を図ります。

都市機能の高度集積による拠点機能の強化と広域交通ネットワークの形成

中心市街地から盛岡駅西口、盛岡南新都市地区へと連なる都心の形成により都市機能を高度集積し、新幹線・高速道路の交通結節点としての利便性を活用した北東北の交流拠点都市としての機能強化を図ります。また、環状道路及び放射状道路を基本とした道路網の整備による広域交通ネットワークの形成を図るとともに都市活動を支える都市内交通の確保を図ります。

地域の人々がみずから創る個性あふれるまちづくりの推進

まちづくりの情報を広く伝えるとともに、ワークショップや懇話会の開催など、地域の人々がまちづくりに参加しやすい環境をつくり、歴史や文化など地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを進めます。

環境に配慮した持続可能な都市の形成

都市機能の集約等を通じて歩いて暮らせる環境負荷の小さいコンパクトな都市づくりを図ることにより、低炭素型の持続可能な都市の形成に努めます。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

Ⅲ-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置方針

①商業地

- 中心市街地、盛岡駅西口地区及び盛岡南新都市地区は、盛岡広域都市圏における中心商業・業務拠点に位置付け、各地区の機能分担を図りながら、商業施設及び業務施設の更なる機能集積を図ります。
- このため、中心市街地にあっては、建築物の更新等に整合させ、地区毎の特性に応じた高度利用を図るとともに、自然や歴史的景観などの魅力の維持やこれらと調和した建築物の誘導を図りながら、関連基盤整備や再開発事業等を行うとともに、新たな景観の創出や歩いて楽しむまちづくりなどを進め、中心市街地の活性化を図ります。
- 一方、盛岡駅西口地区及び盛岡南新都市地区においては、盛岡駅西口地区における高度利用と盛岡南新都市地区におけるゆとりある市街地の形成により、適切な役割分担のもと、新たな機能を持った商業・業務地区の形成を図ります。
- 卸小売販売額が高い青山・上堂地区周辺、津志田地区周辺及び矢幅駅周辺は、盛岡広域都市圏において商業的に重要な役割を果たしている地区として、商業拠点に位置付けます。
- また、古くからの温泉地である盛岡市繫地区は、御所湖広域公園、小岩井農場等の観光施設が近接していることから観光サービスの商業拠点と位置付け、機能の充実を図ります。
- 日常的な生活サービスを提供する商業地として、盛岡市については、緑が丘・高松地区周辺、仙北町周辺、好摩駅周辺、玉山総合事務所周辺及び松園周辺、滝沢市については、市役所周辺、川前地区周辺、巢子地区周辺、元村地区周辺及び大釜地区周辺等の地区コミュニティの中心を地区サービス拠点に位置付けます。
- 滝沢市役所周辺及び矢巾町役場周辺においては、業務機能の中核を担う地区として業務拠点に位置付けます。

②工業地

- 盛岡市武道地区、岩鼻地区、みたけ地区、滝沢市巢子地区及び盛岡市東見前地区、乙部地区、矢巾町高田地区、藤沢地区、西徳田地区等の北上川流域を工業拠点として位置付け、水源への影響、交通利便性等の立地特性や立地する工業の特性を考慮し、更なる工業の集積を図ります。
- また、広域交通と都市交通の結節点である東北縦貫自動車道インターチェンジ周辺及び盛岡市、矢巾町にまたがる流通センターを流通拠点に位置付け、流通業務系施設の集積を図ります。
- 県立大学周辺地区については、産学官連携によるIT関連産業等の集積を図ります。

③住宅地

- 盛岡市については、商業地・工業地の周辺で既に住宅地として土地利用が図られている地区や青山・松園・山岸地区等については、幹線道路等の基盤整備や地区計画等の新たなルールづくりを進め、良好な居住環境の維持・改善に努めます。
- 盛岡南地区・太田地区等は、市街地整備の促進を図り、良好な居住環境の形成を図ります。
- 玉山区については、渋民駅周辺・玉山総合事務所周辺・好摩駅周辺地区の住宅地を中心に配置し、都市基盤施設の整備を図ります。
- 滝沢市については、滝沢ニュータウン周辺・市役所周辺・牧野林周辺・巢子・滝沢駅前地区等に住宅地を配置し、都市基盤施設の整備を促進するとともに、それぞれ良好な居住環境の整備に努めます。
- 矢巾町については、矢幅駅周辺・国道4号沿線で既に住宅地として土地利用が図られている地区は、都市基盤施設及び住環境の整備を促進します。

【第1次滝沢市総合計画（平成27月3月策定）】

第I章 基本構想 7 土地利用計画の基本方針

幸福感を育む地域環境の土台として、人と人が結ばれる集約・連携型都市構造の形成を図ります。

滝沢市は、岩手山麓に広がる雄大な自然の下に、農地や牧野等が広がる純農村地域でした。

昭和40年代後半から住宅開発が進み、現在の市街地は、盛岡市を中心として放射状に発展した市街地の先端部に位置します。

盛岡近郊の住宅地として発展してきた滝沢市ではありますが、滝沢市の中心地における拠点機能が脆弱であること、市街化に伴い農業生産の場である農地が減少してきていること、就業の場が不足していることなど、滝沢市特有の都市構造的課題も顕在化しています。

今後、少子高齢社会にあって、市民が滝沢市で暮らすことに幸せを感じ、滝沢市に住み続けたいと思い、多くの方々が滝沢市に住みたいと感じていただくためにも、岩手山麓に広がる豊かな自然、高等教育機関・研究機関の集積地、人口増にも対応可能な良好な住宅基盤などの強みを活かし、長期的な視点で課題に取り組み、持続的な都市の発展を目指す必要があります。

そのような中、土地利用計画に関する3つの方針を掲げ、計画的な土地需要の調整を行い、適切かつ効率的な土地利用の確保を図ります。

(1) 自立した地域経済への対応

県都盛岡市に隣接し、公共交通網が整備される地理的条件に加え、大学や研究機関が集積するという社会的条件を活かしながら、農業の6次産業化などにより、自立できる地域経済に向けた取組を図ります。

(2) 自然を活かした生活

雄大な岩手山麓の下、市民が自然とふれあい、心豊かに過ごせる生活が送れるよう、自然の大切さを市民が認識し、自然を守るとともに、自然を活かした暮らしの実現のため、保全地域と活用地域を明確にした土地利用に取り組みます。

(3) 人とのふれあいが感じられる地域コミュニティの形成

長い歴史の中で培われてきた地域コミュニティと伝統文化をこれからも継承するとともに、新たな歴史を育むために、地域に住む市民一人一人が、地域と関わり、人とのふれあいが感じられる今の時代に合った地域コミュニティを創るため、市民主体の地域づくりに資する土地の活用に取り組みます。

これらの方針を具体化するためにも、滝沢市を構成する市街地や田畑・山林等の「面（空間構成）」を基に、地域の世代間交流が展開され、市民の日常生活の基礎となる「地域拠点」の形成を小学校区ごとに図るとともに、市民の生活や就業、生産等の場として重要となる機能を集約させる「中心拠点」及び盛岡広域都市圏におけるICT（情報通信技術）産業の集積に向けた「産業拠点」の形成に努めることとします。

ア 空間構成

(ア) 市街地（市街化区域）

- ・積極的な都市基盤整備や未利用地の活用、生活関連施設の充実等により、快適な生活環境を確保し、まちなか居住を促進します。

(イ) 農業集落地

- ・一団の集落を対象に、都市基盤整備や生活関連施設の充実により、コミュニティを維持、増進し、良好な居住環境を創出します。
- ・優良農地を対象に、生産・自然的景観・防災等の様々な機能の維持・向上により、積極的な農業環境の維持・保全を図ります。

(ウ) 森林

- ・積極的な緑の維持・保全、利活用方策の検討等により、良好な自然環境の維持を前提としつつ、憩い・交流・活動の場として利活用を図ります。

イ 拠点構成

(ア) 中心拠点

- ・滝沢市役所周辺を対象に、日常的な生活サービスを提供する商業・業務、行政、医療・社会福祉、教育の各機能の向上や市内の交通結節点としての機能の強化を図るとともに、市民がふれあい、交流するための都市の中心を担う拠点の形成に向けた土地利用に努めます。

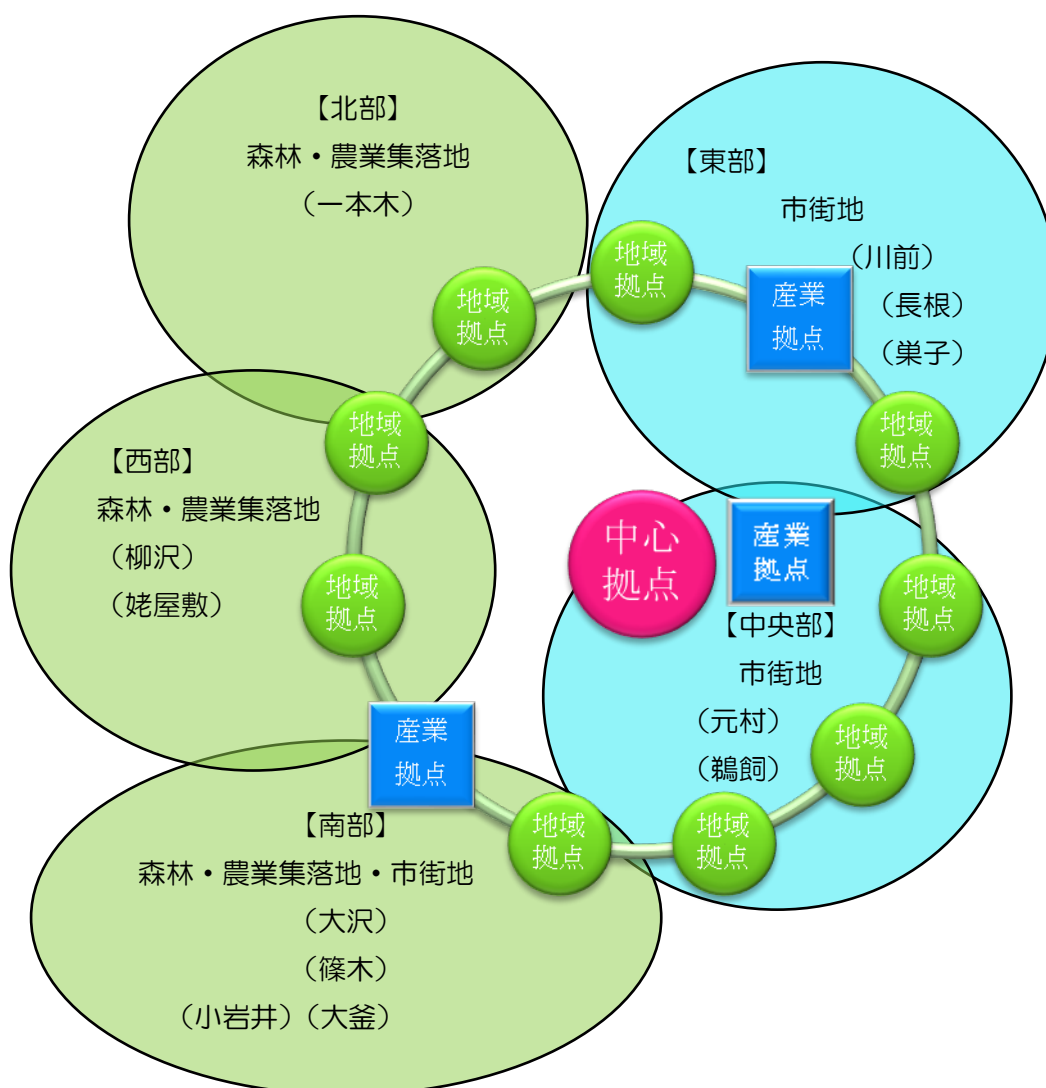
(イ) 地域拠点

- ・市内の地域コミュニティの単位を原則、多くの世代が関わる小学校区の単位で捉え、各地域の特徴を活かしながら、様々な世代の市民が交流し、人とのつながりを深め、活力ある地域づくりが展開できるよう、各地域コミュニティにおける人とのつながりが生まれる「場」の創出と、「場」へのアクセスの形成を意識した地域拠点づくりを進めます。

(ウ) 産業拠点

- ・岩手県立大学周辺を対象に、産学官連携での新たな企業の立地促進により、雇用や活力を生む盛岡広域都市圏におけるICT（情報通信技術）を中心とした産業の拠点の形成に努めます。
- ・盛岡西リサーチパーク及び東北縦貫自動車道滝沢インターチェンジから盛岡インターチェンジ間に新設予定であるスマートインターチェンジ周辺を対象に、新たな企業の立地促進により、雇用や活力を生む拠点の形成に努めます。

※イメージ図（中心拠点の周りに、市民の日常を支える地域拠点、雇用を生む産業拠点を形成）



【国土利用計画 滝沢市計画（平成19年9月策定）】

1 市土の利用に関する基本構想

(3) 地域類型別の市土利用の基本方向と連携型地域構造

①地域類型別の市土利用の基本方針

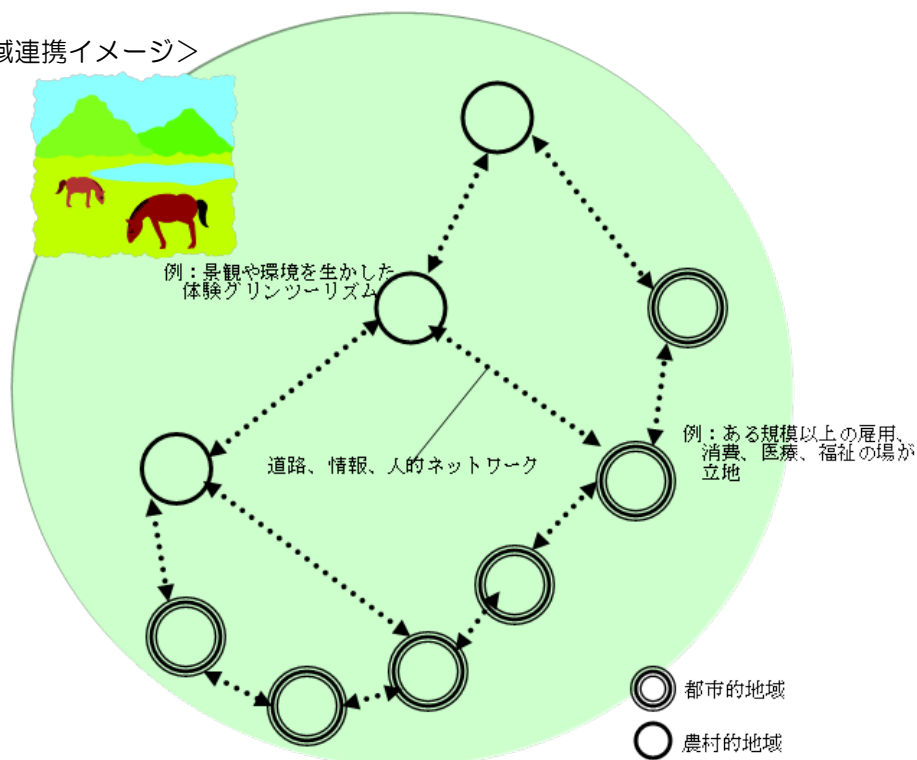
ア 都市地域

- 住宅地については、本市の今後の事項動向を的確に捉えながら、宅地需要に応じ、自然環境と景観を生かしたゆとりある用地を確保します。
- 民間の宅地開発については、適正な指導、誘導を行い良好な住環境の形成を図ります。
- 市街地については、市民の快適な生活向上のため、道路、下水道、公園などの整備を行います。
- 市街地の活性化のため、住民のライフスタイル、家族形態、居住環境の保全等の視点から用途地域の変更など適正な土地利用を推進し、未利用地や残存農地などの利用促進を図ります。
- 空き店舗、空き家、空き地などの調査を行い、土地の有効利用を促進します。
- 地域の利便性の向上や経済の活性化のため、地域の魅力にあった店舗等の立地誘導を図ります。
- 地域経済の活性化や雇用の場の創出のため、新たな企業の受け皿や既存企業の発展の視点から用地の確保を図ります。
- オープンスペースの確保などにより災害に対する安全性を高めます。
- 緑地の確保などに配慮し、景観形成や環境への負荷などを考慮し、周辺環境と調和した整備を図ります。

②連携型地域構造

- 滝沢市の持つ地域の特徴を生かすため、お互いの地域が役割に応じて機能分担がなされ、補完しあう「連携型地域構造」を推進します。
- 例えば、農村地域ではその景観や環境を生かした体験型グリーンツーリズムが行われ、都市的地域に住む方々の週末の場としての機能が求められ、都市的地域には、ある規模以上の雇用、消費、医療、福祉の場などが立地し、利便性の向上の場としての機能が求められます。
- この連携は、道路はもとより、人的連携の形成が今後の地域形成に重要となるものと考えられることから、人的交流を重点的に推進します。
- 地域間の連携を推進するためには、地域内の連携が基本となることから、コミュニティ醸成と再生を推進し、そのために必要な土地利用が推進できるよう重点的に取り組みます。

<地域連携イメージ>



【盛岡広域都市圏道路網基本計画（平成26年11月策定）】

第3章 道路網計画図

(3) 道路網計画図

幹線道路等の配置方針を踏まえた盛岡広域都市圏の将来的な道路網図は図20及び21のとおりとします。なお、これらの図は、道路の概略的な位置を示したものであり、今後の道路整備計画や交通政策等の策定にあたっての方向性を示すものとなりますが、具体的な位置については、個別の道路整備計画等によって定められていくものです。

今回の道路網計画の見直しにより昭和61年度に策定した道路網計画から位置付けを落とす路線は以下のとおりとし、これらの路線については今後、都市計画道路の廃止等を検討します。

- 盛岡南新都心地区の西部に延伸する路線
- 盛岡市上太田地区から西部に延伸する路線
- 盛岡市平賀新田地区から主要地方道盛岡環状線へアクセスする路線

また、雫石川に架かる舟場橋から滝沢市鶉飼へ連絡する路線（既存の都市計画道路からの振り替え）、盛岡市下厨川からIGR菓子駅に連絡する路線、小岩井農場等の主要な観光施設に連絡する路線を幹線道路として、今回、道路網計画に位置付けするものとします。

なお、上記の道路網計画の見直しにより、現状の道路網と見直し後の道路網を比較した場合、平均旅行速度が6%増（図18）、混雑度が1.00を超える路線延長が10%減（図19）、CO2排出量が3%減（図17）と改善が見込まれます。

CO2排出量の削減については、岩手県環境基本計画の温室効果ガス排出量30%削減目標（H2年度を基準としたH32年度の削減割合）を推進するため、混雑多発箇所解消・緩和を図るとともに、公共交通や自転車等の利用促進を図ることにより、さらなるCO2排出量の削減に努めるものとします。

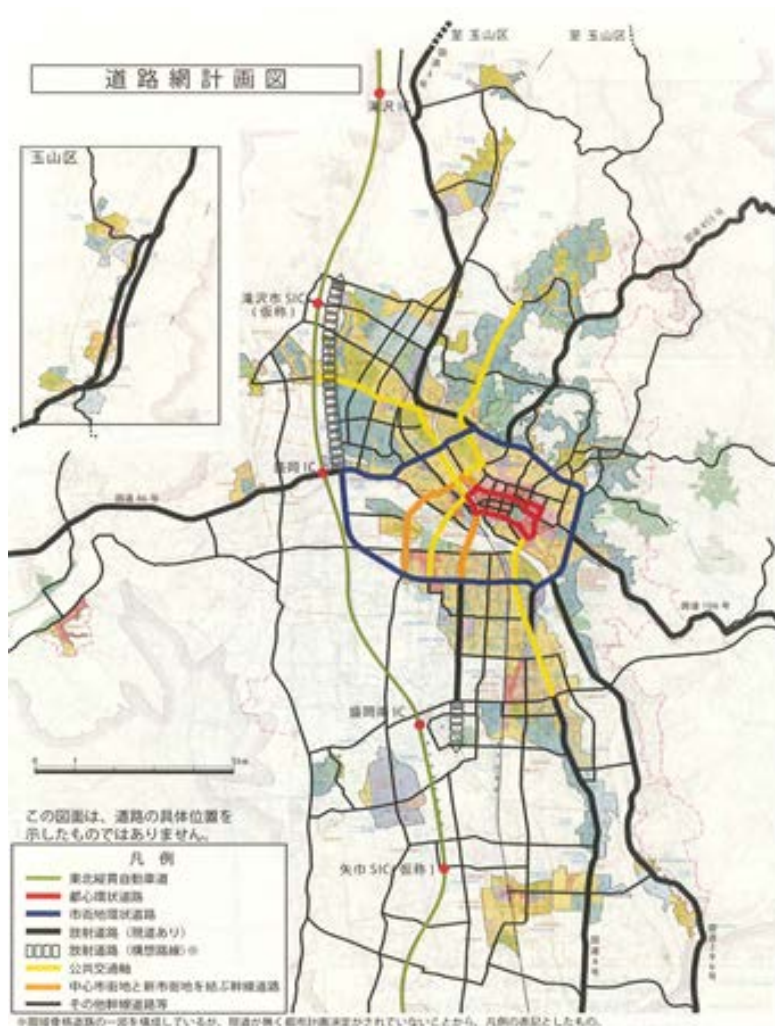


図 21 道路網計画図

3. 将来都市像の設定

3-1. 都市づくりの将来目標

平成16年3月に策定された都市計画マスタープラン（以下、「前マスタープラン」とする）の将来目標を基に、第1次滝沢市総合計画における将来像や課題を踏まえ、滝沢市における将来像を以下のよう

▼ 図 都市づくりの目標・基本方針

都市づくりの目標

人と人が結ばれる集約・連携型都市「たきざわ」

都市づくりの基本方針

恵まれた自然環境を身近に感じ、暮らしに生かすまち

- ・岩手山麓に代表される自然や眺望を守り・生かす都市づくり
- ・農地の持つ多様な機能を守り・生かす都市づくり

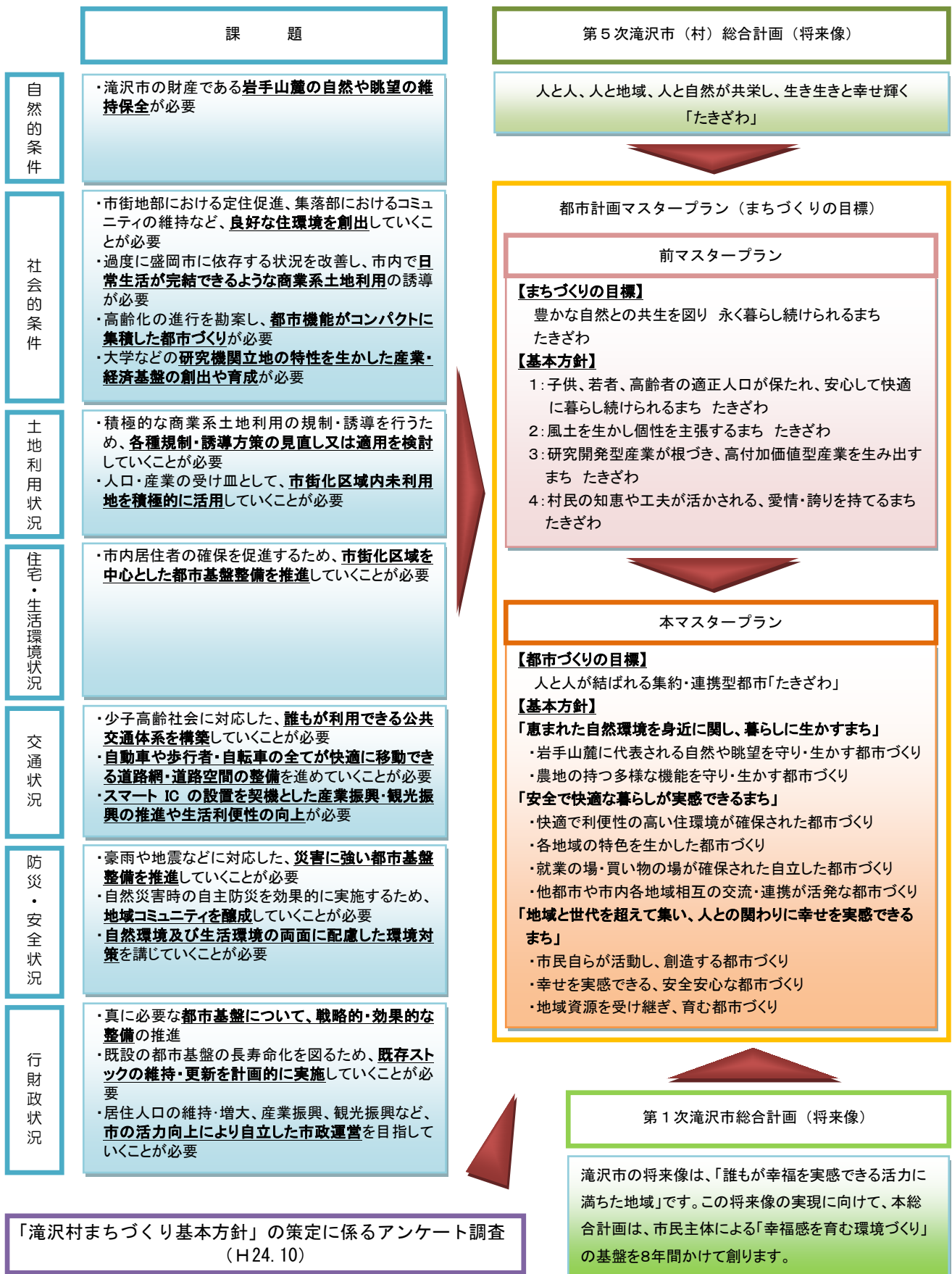
安全で快適な暮らしが実感できるまち

- ・快適で利便性の高い住環境が確保された都市づくり
- ・各地域の特色を生かした都市づくり
- ・就業の場・買い物の場が確保された自立した都市づくり
- ・他都市や市内各地域相互の交流・連携が活発な都市づくり

地域と世代を超えて集い、人との関わりに幸せを実感できるまち

- ・市民自らが活動し、創造する都市づくり
- ・幸せを実感できる、安全安心な都市づくり
- ・地域資源を受け継ぎ、育む都市づくり

▼ 図 都市づくりの目標・基本方針の設定



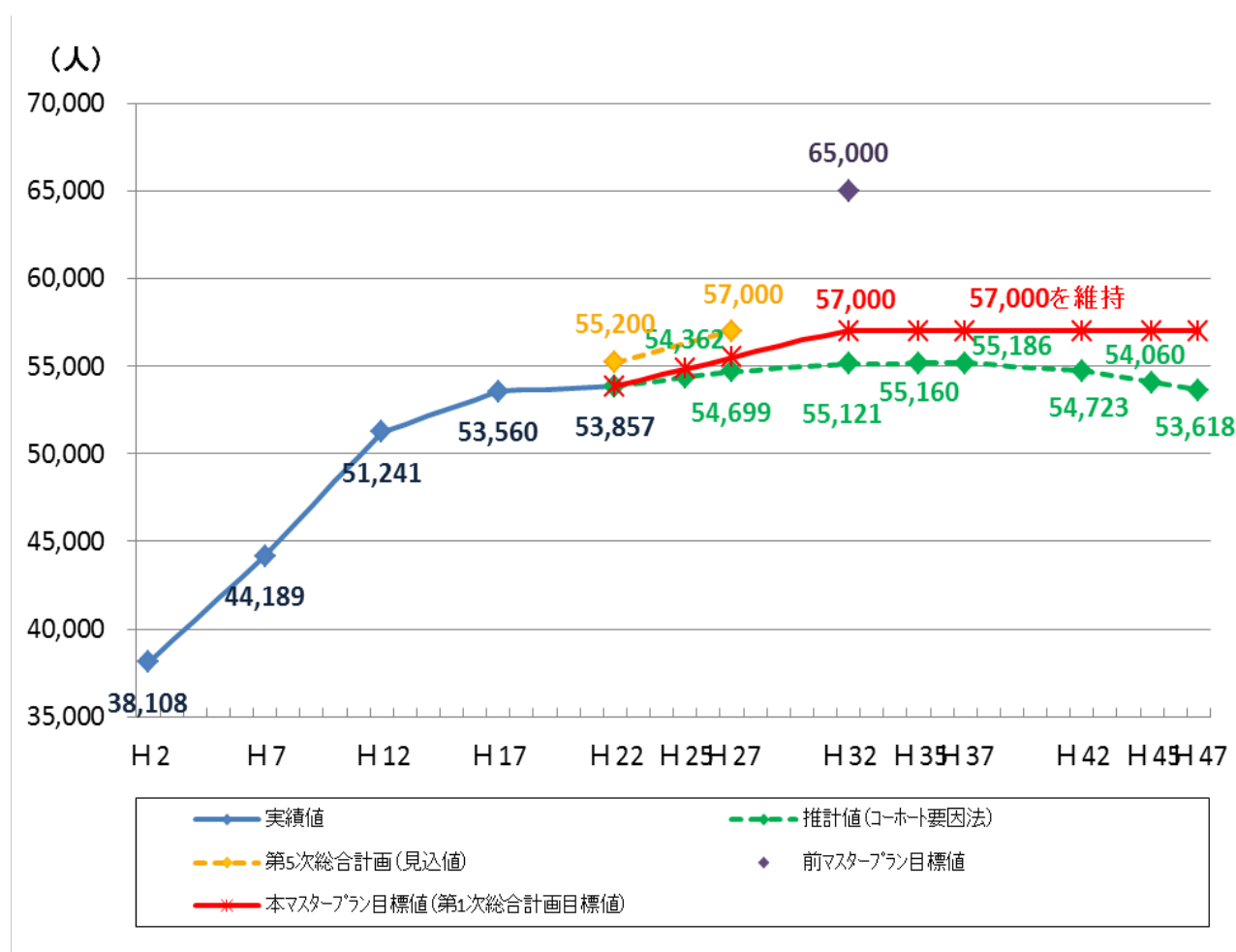
3-2. 将来目標人口の設定

平成22年国勢調査における本市の人口は53,857人で、人口増加率は以前と比較して小さくなっています。

前マスタープランでは平成32年で65,000人を目標人口とし、第5次滝沢市(村)総合計画では、平成22年で55,200人、平成27年で57,000人の将来人口を見込んでいました。しかし、平成23年度に推計した将来人口(平成22年国勢調査人口を基準とし、コーホート要因法で推計)では、本市においても少子高齢化の影響が発現し、平成37年をピークに減少に転じ、目標年である平成45年で54,060人になると予測されます。

しかし、平成25年9月末の住民基本台帳人口以降55,000人台となっており、国勢調査を基にした推計値とは差が生じていること、第1次滝沢市総合計画において平成34年の目標人口を57,000人と設定し、以後目標人口を維持し続けることを掲げていること等を踏まえ、本マスタープランでは、本マスタープランで示す各種施策の実現により都市の魅力を向上させ、定住促進を図ることで、目標年次である平成45年の将来人口を、第1次滝沢市総合計画の目標人口と同等の57,000人とすることを目標とします。

▼ 図 将来人口の見通し



3-3. 将来都市構造

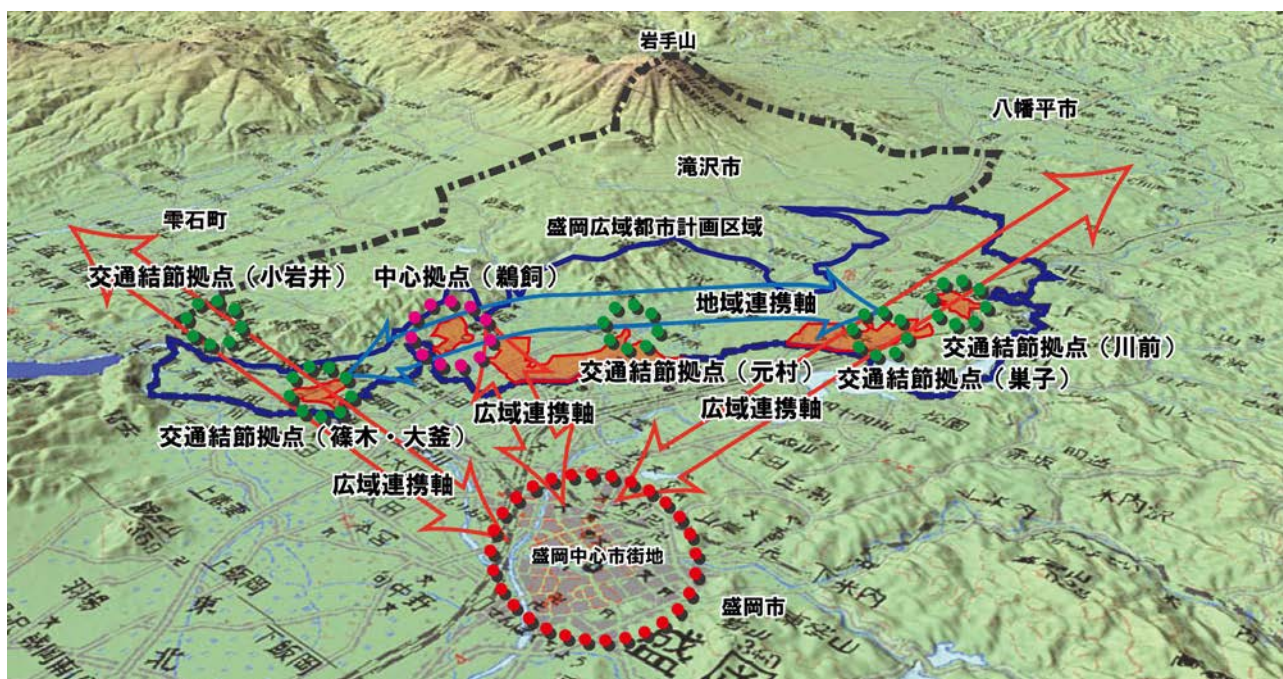
本市は、岩手山麓に広がる雄大な自然の下に、農地や牧野等が広がる純農村地域でした。しかし、昭和40年代後半から住宅開発が進み、現在の市街地は、盛岡市を中心として放射状に発展してきた先端部に位置します。

このように、盛岡近郊の住宅地として発展してきた経緯から、市の中心地における拠点機能が脆弱であること、市街化に伴い農業生産の場である農地が減少してきていること、就業の場が不足していることなど、本市特有の都市構造的課題が顕在しています。

よって、岩手山麓に広がる豊かな自然地、高等教育機関・研究機関の集積地、急激な人口増に対応した良好な住宅基盤などの強みを生かし、長期的な視点で課題を解決し、持続的な都市の発展を目指す必要があります。

そのため、本市を構成する市街地や田畑・山林等の「面（空間構成）」を基に、公共交通を核とした生活や就業、生産等の場として重要となる機能が集約した「拠点」、本市と他都市、各拠点相互をつなぎ各拠点の機能を補完し、交流・連携・文化を支える「軸」を配置し、集約・連携型都市構造の形成を図ります。

▼ 図 都市構造概念図



※国土地理院 数値地図 50m メッシュ（標高）、国土地理院 数値地図 1/200,000、kashmir3D 利用

(1) 空間構成

①市街地（市街化区域）

➤積極的な都市基盤整備や未利用地の活用、生活関連施設の充実等により、快適な生活環境を確保し、まちなか居住を促進します。

②農業集落地

➤一団の集落を対象に、都市基盤整備や生活関連施設の充実により、コミュニティを維持・増進し、良好な住環境を創出します。

➤優良農地を対象に、生産・自然的景観・防災等の様々な機能の維持・向上により、積極的な農業環境の維持・保全を図ります。

③森林

➤積極的な緑の維持・保全、利活用方策の検討等により、良好な自然環境の維持を前提としつつ、憩い・交流・活動の場として活用を図ります。

(2) 拠点構成

①中心拠点

➤滝沢市役所周辺を対象に、日常的な生活サービスを提供する商業、業務、行政、医療・社会福祉、教育の各機能の向上や交通結節点としての機能の強化を図るとともに、東北縦貫自動車道滝沢インターチェンジから盛岡インターチェンジ間に新設予定であるスマートインターチェンジ（以下、「新設スマート IC」とする）の整備と連携しながら生活利便性の向上を図ることにより、本市の中心を担う拠点を形成します。

②交通結節拠点

➤第1次滝沢市総合計画において位置づけられた「地域拠点」の中で、特に都市基盤整備の中心となる交通結節点としての機能を持つ地域を交通結節拠点として位置づけします。

【交通結節拠点（川前）】

➤滝沢駅周辺から岩手県立大学周辺を対象に、日常的な生活サービスを提供する商業、業務の各機能の向上により、賑わいと活力を生む拠点を形成します。

【交通結節拠点（巣子）】

➤巣子駅周辺及び国道4号を対象に、日常的な生活サービスを提供する商業機能の向上により、幹線道路及びIGRいわて銀河鉄道線巣子駅に近接した生活利便性の高い拠点を形成します。

【交通結節拠点（元村）】

➤滝沢ふるさと交流館周辺を対象に、新設スマート IC の整備による生活利便性の向上を図るとともに、住・商・工が調和した市街地の形成により、人々の交流を育む拠点を形成します。

【交通結節拠点（篠木・大釜）】

➤大釜駅周辺を対象に、国道46号を有効活用できる土地利用について検討し、幹線道路に近接した生活利便性の高い拠点を形成します。

【交通結節拠点（小岩井）】

➤小岩井駅周辺を対象に、居住機能の向上により、都市基盤の整った生活利便性の高い拠点を形成します。

③産業拠点

- 「交通結節拠点」として位置づけた地域の範囲の中で、特に産業集積としての機能を持つ地域を「産業拠点」として位置づけします。
- 「交通結節拠点（川前）」の中の岩手県立大学周辺を対象に、産学官連携での新たな企業の立地促進により、雇用や活力を生む拠点を形成します。
- 「交通結節拠点（元村）」の中の新設スマート IC 周辺及び「交通結節拠点（小岩井）」の中の盛岡西リサーチパークを対象に、新たな企業の立地促進により、雇用や活力を生む拠点を形成します。

（3）軸構成

①広域連携軸

- 東北縦貫自動車道、国道 4 号、国道 46 号、国道 282 号、一般県道盛岡滝沢線を対象とし、本市と他都市との広域的な連携を確保することにより、都市全体の活性化を図ります。

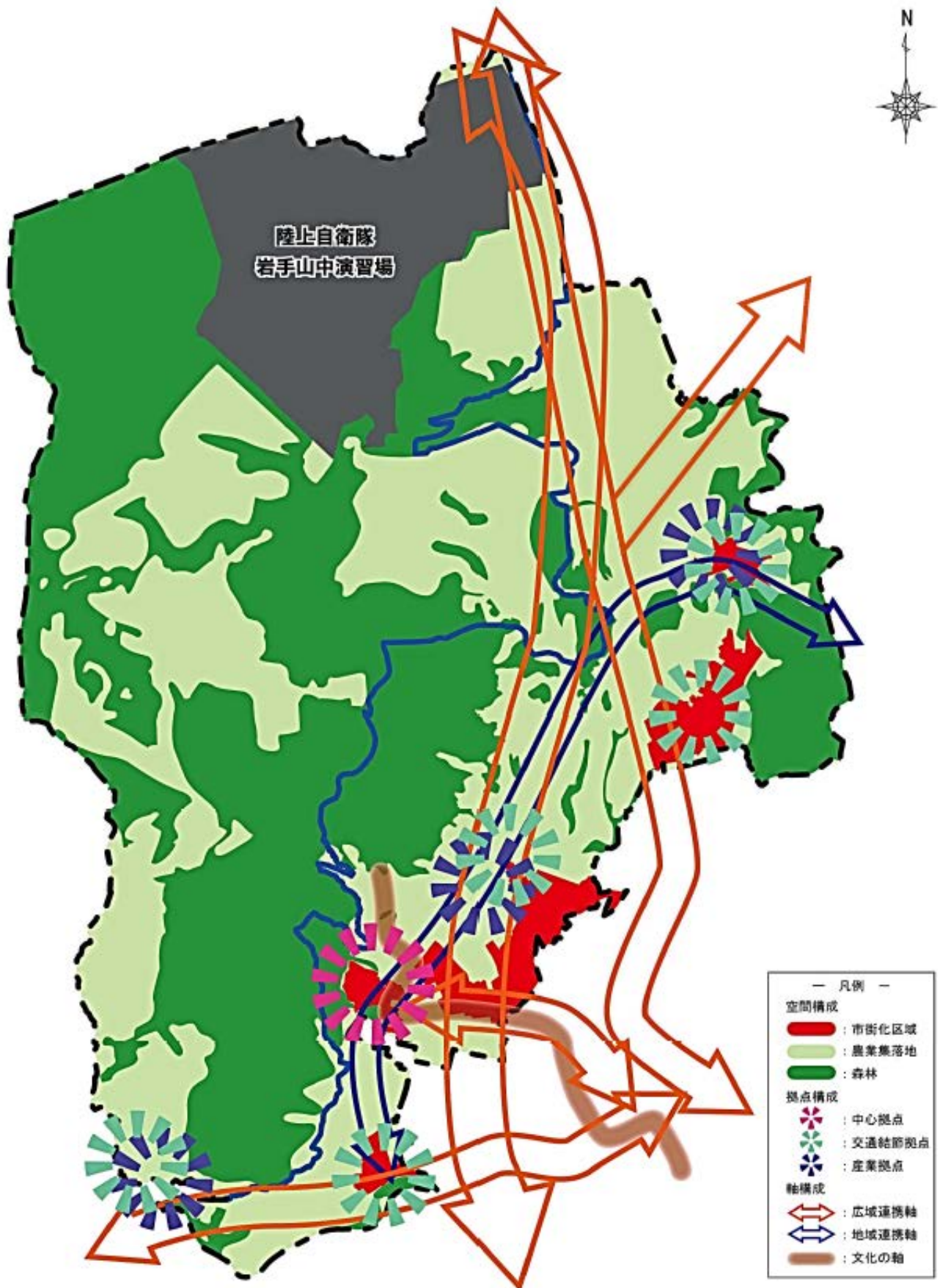
②地域連携軸

- 主要地方道盛岡環状線を対象とし、広域連携軸としての機能を有するとともに、生活道路としての側面も併せ持つことから、分散する各市街地・各拠点間の連携を確保することにより、都市全体の活性化を図ります。

③文化の軸

- チャグチャグ馬コ行進路を対象とし、沿道緑化や歩行空間の確保により、本市の文化の発信を図ります。

▼ 図 将来都市構造図



4. 全体構想の設定

4-1. 土地利用の基本方針

(1) 目標

本市は、純農村地域を起源としており、市域の約95%に相当する土地において森林や田畑等の自然的土地利用がなされており、岩手山麓に代表される豊かな自然環境の下に形成された都市です。

全人口の約60%を収容する平地部で形成された市街地は、これまでの人口増加傾向に対応すべく良好な居住環境が形成されていますが、買い物の場や就業の場を盛岡市に大きく依存しています。さらに近年は、集落地で人口が減少へ転じており、市全体でも人口増加率が以前と比較して小さくなっています。

今後は、市街化区域において引き続き良好な居住環境を維持しつつ、日常的な生活サービスを提供する商業・産業機能の導入促進により、利便性の高い住環境を創出するための計画的な土地利用を進めます。また、市街化調整区域や都市計画区域外においては、既存のコミュニティを維持するための土地利用を進めるため、各種都市計画制度の活用を検討していきます。

(2) 基本方針

①専用住宅地区

- 良好な居住環境を維持するため、現在の土地利用を遵守します。
- 一団の未利用地は、宅地需要に応じて各種都市計画制度を活用した計画的な市街地を形成します。

②複合住宅地区

- 日常の買い物に供する商業施設が混在した、歩いて暮らせる利便性の高い居住空間を形成します。
- 滝沢市役所周辺は、本市の中心機能強化のため、複合施設や元村地区に整備する新設スマートICとの連携を中心とし、各種都市機能が集約された複合的な市街地を形成するための各種検討を行います。
- 滝沢駅周辺から岩手県立大学周辺にかけては、IT関連企業を中心とした新たな産業を誘致するための基盤を確保するとともに、周辺市民や学生で賑わう日常的な生活サービスを提供する商業機能の配置について各種検討を行います。

③沿道地区

- 国道4号や国道46号、国道282号、主要地方道盛岡環状線及び一般県道盛岡滝沢線沿道は、自動車交通に対する利便性の高さを生かした土地利用について検討します。

④産業地区

- 盛岡西リサーチパークは、広域的な産業拠点形成のため、継続して産業の誘致を促進します。
- 新設スマートIC周辺は、交通条件を生かした産業拠点形成のため、新たな産業を誘致するための各種検討を行います。

⑤集落地区

- 小岩井駅周辺の一団の集落は、雇用を創出する盛岡西リサーチパーク、農業基盤となる優良農地に近接するゆとりある生活環境を創出するため、都市基盤整備を推進しつつ、必要に応じて都市計画制度の適用について検討します。
- 一本木地区、滝沢ふるさと交流館北側周辺及び鶉飼小学校西側等の周囲を農地に囲まれ、又は農地が混在する一団の集落地は、生活及び営農の拠点として、農地の無秩序な市街化を防止するとともに、必要に応じて都市計画制度の適用について検討します。
- いずみ巣子ニュータウンやあすみ野等の一団の住宅地は、都市基盤の整備された良好な居住環境を維持するため、都市基盤の計画的な維持・更新を図ります。

⑥優良農地

- 市街化区域の外側に広がる農地は、農業生産基盤としての本来の機能に加え、災害防止、生物多様性の保全や良好な景観の形成等の多面的な機能を有することから、無秩序な開発を抑制しつつ、現状の環境保全を原則とします。
- 耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、機能回復や土地利用の転換等の対策を促進します。

⑦森林

- 本市北部、西部に広がる森林は、生物多様性の保全や水土保全等の森林本来の機能に加え、林産物の供給、良好な景観の形成等の多面的な機能を有することから、現状の環境保全を原則とします。
- 観光施設周辺や各集落に隣接する森林は、岩手山に代表される雄大な景観の眺望点、豊かな自然環境を体感する散策路など、周辺自然環境との調和に留意しつつ、憩い・交流・レクリエーションの場として活用を図ります。

4-2. 交通体系の整備の基本方針

4-2-1. 道路網の配置・整備方針

(1) 目標

本市の道路網は、国道4号、国道46号、国道282号、主要地方道盛岡環状線及び一般県道盛岡滝沢線を軸に、都市計画道路が放射状に配置され、本市の骨格を形成しています。

しかし、都市計画道路の整備率は52.2%（平成25年3月31日現在）であり、当初の計画決定から20年以上未着手である路線も含まれることから、将来像を実現するために真に必要な道路について整備を進めていく必要があります。

さらに、新設スマートICの設置が予定されており、他都市との広域的連携がより一層推進されるものと考えられます。

今後の道路網の配置・整備においては、市内又は周辺他市町との地域間連携の強化を図るため、「盛岡広域都市圏道路網基本計画」及び「滝沢市の道路整備計画」を基に幹線道路網の整備を促進します。

また、ユニバーサルデザインを意識した歩行空間の確保など、全ての人が安全・安心に円滑な移動を行える環境づくりを進めます。

(2) 基本方針

①体系的な道路ネットワークの構築

- 広域幹線道路である東北縦貫自動車道は、他都市との連携をより一層強化するため、新設スマートICの整備を推進します。
- 主要幹線道路である国道4号、国道46号及び国道282号は、都市の拠点間を連絡するとともに、都市の主要な地域相互の交通を集約して処理するため、計画的な維持・更新を促進します。
- 幹線道路である主要地方道盛岡環状線や一般県道盛岡滝沢線等は、都市内の各地域又は主要な施設相互の交通を集約して処理するため、渋滞緩和等計画的な整備を促進します。
- 補助幹線道路である都市計画道路は、主要幹線道路や幹線道路で囲まれた区域内を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるため、渋滞緩和等計画的な整備を推進します。
- 生活道路は、誰もが利用しやすい安全・安心な道路空間を構築するため、必要に応じて交通安全施設の整備を図ります。
- 西廻りバイパス等広域道路網の確立を促進します。
- 長期未着手の都市計画道路の見直しを行います。

②安全・安心な道路空間の構築

- 交通量の多い路線では、誰もが安全・安心に円滑な移動が可能となるよう、ユニバーサルデザインを意識し、歩車道分離を基本とした歩行空間の確保を図ります。
- 通学路等歩行者や自転車の通行に、特に安全・安心を確保することが必要な道路は、各種交通規制の適用について検討を行います。

③選択と集中、既存ストックの有効活用を念頭に置いた道路の適切な整備・維持・更新

- 新たな道路整備は、事業の効果に加え、集約型都市構造の構築への支援を念頭に置きつつ、推進又は廃止を適切に判断するとともに、「選択と集中」を踏まえた戦略的・効率的な整備を進めます。
- 既存ストックの維持・更新を計画的に行うことで施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの平準化を進めます。

4-2-2. 公共交通体系の方針

(1) 目標

本市の交通施設は、JR 田沢湖線及び IGR いわて銀河鉄道線の 2 路線・4 駅のほか、民間バス事業者によるバス路線が配置されており、市内外への重要な交通手段となっています。

しかし、バス路線は中山間地域を中心に廃止や縮小が行われていることから、高齢社会に対応した効率的・効果的な交通施設ネットワークを構築する必要があります。

今後の交通施設体系においては、市内各駅や市役所を核とした交通結節機能の強化を進めるとともに、バス路線網の維持・再編、公共交通空白地帯における新たな輸送手段の確保など、地域住民の理解と協力の基で円滑な移動を可能とする交通施設ネットワークを構築します。

(2) 基本方針

- 市街地と各集落、隣接市町との接続機能を強化するため、必要に応じたバス路線網の再編やコミュニティバスの導入、徒歩圏を考慮したバス停の再配置等を進めます。
- 公共交通が行き届かない地域を対象として、※1 デマンド交通や集落組織・地域住民の理解と協力による輸送システム等の導入について検討します。
- 市内各駅及び市役所を主要交通結節点と位置づけ、鉄道、バス交通及び自動車交通の交通結節機能強化のため、※2 パークアンドライド駐車場等の配置や鉄道とバスの乗り継ぎ機能強化等を進めます。
- 持続可能な地域公共交通体系を構築するため、公共交通の利用促進に向けた市民への啓発を進めるとともに、CO₂排出量の少ない環境負荷低減型の都市を目指します。

※1 デマンド交通

路線バスのように経路や時刻があらかじめ全て決められているものではなく、デマンド (Demand=注文・要請) があつた場合のみ、その経路やその時間の運行を行う方法のこと。路線バスが一部の遠回りの区間のみデマンド方式で運行する方法、予約・注文を集約の上で時刻や経路を決定してから運行する方法のほか、個人で自由に利用できるタクシーは元来より完全なデマンド交通です。

※2 OOアンドOO

主に公共交通機関を利用する場合に、さまざまな移動手段を組み合わせた方法を示すものです。

- ・「パークアンドライド」…自家用車（駐車）と鉄道又はバスを組み合わせる移動する方法。
- ・「キスアンドライド」…自家用車（送迎）と鉄道又はバスを組み合わせる移動する方法。
- ・「バスアンドライド」＝「レールアンドライド」…鉄道とバスを組み合わせる移動する方法。
- ・「サイクルアンドライド」…自転車と鉄道又はバスを組み合わせる移動する方法。

4-3. 都市施設の整備の基本方針

4-3-1. 公園・緑地の整備・保全方針

(1) 目標

本市は、岩手山麓を中心として森林が広く分布しており、貴重な自然環境を形成しています。また、市街化区域内に滝沢総合公園が設置されているほか、開発行為等により整備された比較的小規模な公園が多数設置されています。

今後の公園・緑地の整備・保全においては、都市の潤いの形成、生態系の維持・形成を図るため、貴重な自然環境は引き続き保全を行うとともに、自然環境と市街地や集落における公園・緑地との連続性に配慮し、道路空間の沿道緑化を推進します。

(2) 基本方針

①公園

- 総合公園として開設されている滝沢総合公園は、市内外の人々で賑わう交流拠点化を図るため、既存施設の計画的な維持・修繕を実施します。
- その他の公園は、市民の理解と協力による機能更新を適宜実施していき、安全性の確保に努めるほか、高齢者等に配慮した利便性向上を図ります。
- 市民の憩いの場として、周辺環境に配慮しながら、身近に利用できる公園等オープンスペースの確保について、地域住民の理解と協力により整備を進めます。
- 誰もが快適に利用できる公園とするため、公園の適切な利用方法や維持・管理に向けた市民への啓発を進めるとともに、市民との協働による維持・管理を進めます。

②緑地

- 岩手山や鞍掛山一帯の緑地は、雄大な自然や貴重な植物群落を活用した潤い・憩い・交流の拠点として、積極的な保全を行うとともに、山道等の適切な維持・管理、たきざわ自然情報センター等を活用した情報発信を進めます。
- 市街地や集落内に分布する社寺林や屋敷林等の既存の緑地空間は、住環境に潤いを持たせる身近な緑として、市民との協働による維持・管理を進めます。
- 国道46号や主要地方道盛岡環状線等の幹線道路及び岩手山へ向かう一般県道鶉飼滝沢線、チャグチャグ馬コ行進路を緑のネットワークとして、良好な沿道景観の創出や歩行空間の確保等を進めます。

4-3-2. 上下水道等の整備方針

(1) 目標

本市の水道整備状況については、上水道・簡易水道を合わせた水道普及率は91.2%（平成26年3月31日現在）です。

今後の上水道整備は、良質な水道水の安定的な供給体制の確立を図るとともに、必要な施設の整備を推進します。

また、簡易水道整備は、上水道との統合に向け、必要な施設整備を推進します。

一方、下水道整備状況については、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽を合わせた汚水処理人口普及率は79.8%（平成26年3月31日現在）です。

今後の下水道整備は、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図るとともに、河川、水路等の公共用水域の水質保全を図るため、地域の特性や費用対効果を十分考慮し、公共下水道と合併処理浄化槽とのバランスの取れた整備を推進します。

(2) 基本方針

①上水道及び簡易水道

- 上水道は老朽水道施設の適切な更新を図るため、計画的な整備・維持・修繕を推進します。
- 簡易水道は上水道との統合に向け、水道施設の整備を推進します。

②下水道

- 公共下水道は市街化区域の整備が概ね完了することから、今後は、その他の人口密集地域について、市民の意向や投資効果を十分に考慮し、効率的な整備が期待できる地域を選定し整備を進めるものとします。
- 農業集落排水事業は、既整備の滝沢南地区についてライフサイクルコストの最小化を図るため、公共下水道との施設統合を進めるものとします。
- 下水道計画区域及び農業集落排水区域外の区域は、合併処理浄化槽の普及を促進し、生活雑排水の放流による水質汚濁の防止を図ります。
- 雨水・排水対策として浸水被害が発生する地域の排水路整備を推進します。

③河川

- 北上川や雫石川、諸葛川等に代表される本市の河川は、自然環境の保全や水質改善、防災対策、親水空間としての利活用等を進めるために必要な施設整備について検討を行います。
- 既存市街地周辺を流れる河川については、河川整備計画等の策定及び必要な施設の整備を推進し、総合的に安心・安全な居住環境を守るための治水管理を図ります。

4-4. 都市防災・景観・環境形成の基本方針

4-4-1. 防災都市づくりの方針

(1) 目標

本市における近年の災害発生件数は少数ですが、有事における緊急物資輸送や避難地までの地域住民の円滑な誘導に資するための施設整備を進めます。

(2) 基本方針

①防災対策

- 岩手山の噴火に対し、効果的な警戒避難活動を可能とするため、火山活動監視体制の強化について国、県との事前調整を行います。
- 水害対策強化を図るため、必要に応じて河川改修や雨水排水路整備等を進めます。
- 土砂災害危険箇所や山地災害危険地区等の自然災害の発生が懸念される地区は、災害から市民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害警戒区域等に指定された地区内の規制について周知します。
- 建築物の倒壊等による被害を防止するため、耐震対策等を促進します。

②災害時における迅速な避難・輸送ネットワークの構築

- 緊急輸送道路及び避難路の指定路線は、災害時における迅速な避難・物資輸送が行えるよう、必要な道路整備や交通規制、沿道建築物の耐震・不燃化対策等について検討します。
- 指定避難場所や避難路等の市民周知を徹底するとともに、既存の公園等オープンスペースを含めた避難場所等の計画的配置・整備を図ります。

③減災体制の構築

- 災害時における被害を抑制するため、市民への防災知識の発信・周知を行います。さらに、地域の「自助・共助」の強化、充実を図るため、市民との協働による防災活動や避難訓練等の実施により、市民への防災意識啓発を図ります。

4-4-2. 景観・環境保全の方針

(1) 目標

本市の景観は、「岩手富士」「南部片富士」の名で知られる秀峰岩手山を代表に、田園景観・牧歌的景観など良好な自然景観を有し、市民に愛されています。

景観に対する意識が高まりつつあるなか、心の安らぎやゆとりをもたらす良好な景観の形成について、市全体で取り組む必要があります。

今後の景観・環境保全は、地域的特性や土地の利用状況、景観資源の分布状況等を踏まえた地域ごとに景観形成方針を検討し、岩手山麓に広がる豊かな自然を保全しつつ、市民・事業者・市が協働して自然と都市が調和した「滝沢らしい景観」づくりを行います。

(2) 基本方針

①自然景観

- 岩手山麓に代表される緑豊かな森林は、本市の背景として重要な役割を果たしているとともに、良好な自然環境を創出する骨格を形成していることから、積極的な保全を行います。
- 自然と人間の営みの相互作用によって形成された田畑等の農地は、本市の起源を感じさせる原風景であることから、積極的な保全を行うとともに耕作放棄等による荒廃防止を図ります。
- 豊かな自然環境の一環をなす河川は、河川敷の自然を保持し、親水性を高めるために必要な施設整備等についても検討を行い、良好な水辺空間を形成します。

②市街地・集落景観

- 生活の基盤となる市街地は、落ち着きのあるまち並みの形成を図るため、周辺建築物と調和した形態・意匠、色彩を意識した建築物の立地、潤いを演出する生け垣や花卉の設置等を促進するよう努めます。
- 人々の往来が多い幹線道路沿道は、岩手山の眺望や周辺環境との調和を図るため、道路舗装やガードレール等の修景、建築物の色彩・デザインの工夫、電柱や広告物の整理等を促進するよう努めます。
- 周囲を農地に囲まれた集落は、周辺環境と調和した農村景観を継承するため、自然的景観に溶け込ませるような形態・意匠、色彩を意識した建築物の立地、屋敷林や生け垣の設置等を促進するよう努めます。

③景観形成拠点及び視点場の配置

- 良好な景観形成を進めるうえで、重要な場所や施設、視点場を各地域で設定し、これらの場所の魅力を一層強化するため、居心地の良い空間の創出に努めます。

④景観形成体制の構築

- 市民との協働による良好な景観を形成するため、市民への景観知識の発信・周知を行うとともに、住民協定等のルールづくりも視野に入れた地域ごとの景観形成活動を促進します。

4-5. 市街地・住宅整備の基本方針

4-5-1. 市街地整備の基本方針

(1) 目標

本市では笹森西地区、大釜地区、耳取地区、室小路地区、狐洞地区の計5地区で計画的な市街地形成を図るため、土地区画整理事業を実施しており、狐洞地区を除く全ての地区で事業が完了しています。

今後の市街地整備は、良好な宅地を供給するため、未完である狐洞地区の事業を推進します。また、永続的な生活基盤を担保し、事業完了地区の良好な市街地環境を維持します。

(2) 基本方針

- 狐洞地区は、狐洞地区地区計画に基づいた計画的な土地利用を推進します。
- 笹森西地区、大釜地区、耳取地区、室小路地区は、良好な居住環境を維持するよう努めます。

4-5-2. 住宅整備の基本方針

(1) 目標

本市は、盛岡近郊に位置しているため、住居系土地利用を中心とした市街地が形成されています。

今後の住宅整備は、現在の良好な居住環境を永続的に維持するため、適切な指導に基づく計画的な住宅整備を継続的に実施します。

(2) 基本方針

- 生活の中心となる市街地は、良好な居住環境を維持するため、地区計画の適用等について検討します。
- 滝沢ニュータウン等の既存住宅団地は、既存のストックを活用しながら将来にわたってコミュニティの維持・形成を図るため、居住者相互が交流できる空間の確保や住宅供給を促進します。
- 少子高齢化による人口減少などにより、今後管理不適切な空き家が増加し、防犯、防災、景観等様々な面で問題となることが想定されるため、実態を把握し、良好な居住環境を形成するための方策を検討します。
- 一団の集落地は、コミュニティの維持や一定の都市基盤を確保するため、都市計画制度の適用について検討します。
- 建築確認や開発許可などの許認可権者である岩手県と連携を密にして、正確かつ迅速な対応と適切な指導を行います。
- 市営一本木住宅は、長期的に有効活用を図るため、保全、管理、長寿命化に資する改善等の具体的方策を検討します。

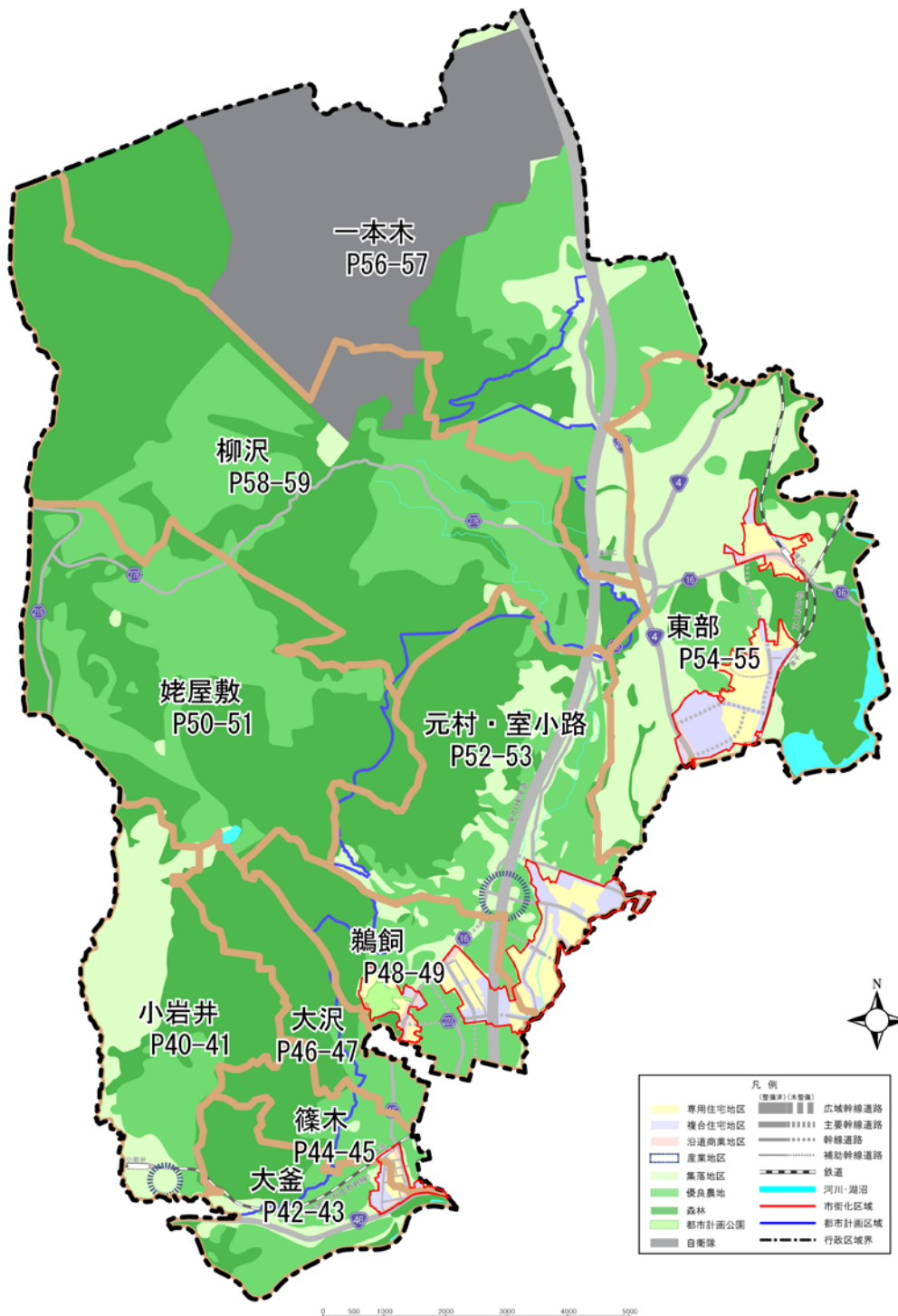
5. 地域別構想の設定

地域毎の「都市づくりのテーマ」「地域整備方針」「都市づくりの進め方」について整理しました。

地域分けは第1次滝沢市総合計画の地域別計画にならっていますが、元村地域と室小路地域については土地利用の観点から一体的な整備方針とすべきと判断したため、10地域としました。

なお、第1次滝沢市総合計画の地域別計画の作成と協調し、各地区における地域住民との懇談会により地域の思いも盛り込んだ構想となっているため、対応できるものから市あるいは市と地域住民が協働し、実現化を目指します。

▼ 図 地域区分図



5-1. 小岩井地域

都市づくりのテーマ

水よく、風よく、情けよく、牧歌情緒漂う 小岩井

【地域整備方針】

豊かな農地や岩手山麓の雄大な自然を保全するとともに、盛岡西リサーチパークなどの産業振興や地域生活の利便性の向上を図ります。駅を中心に人が快適に交流し、生活できるように、都市計画制度の適用も検討します。

■土地利用の基本方針

- ・農地や森林の保全を図ります。
- ・盛岡西リサーチパークや農工団地と、周辺の住環境が調和した土地利用を図ります。
- ・今後の市街化動向を判断し、必要に応じて都市計画制度の適用も検討します。

■交通体系整備の基本方針

- ・地域内道路網の整備、小岩井駅や国道46号へのアクセス向上など、広域的な産業拠点の形成を図ります。

■都市施設整備の基本方針

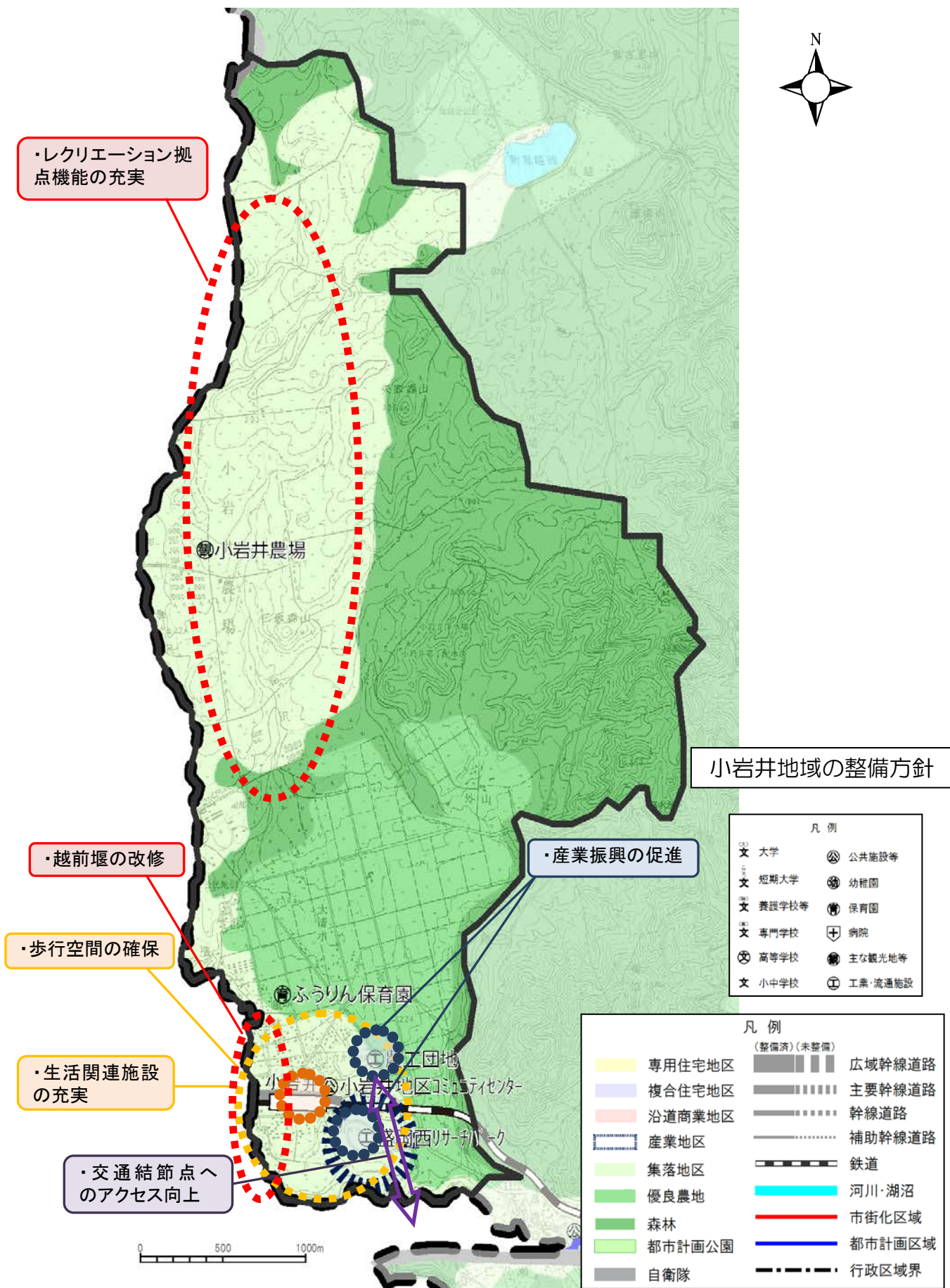
- ・通勤通学等による鉄道利用者が多いことから、歩行空間の確保など、交通安全施設の充実を図ります。

■都市防災・景観・環境形成の基本方針

- ・越前堰の改修を推進します。
- ・岩手山を望む良好な景観や集団農地、農場などが連携したレクリエーション機能の充実を図ります。

■市街地・住宅整備の基本方針

- ・新築住宅戸数も比較的多いことから、交通結節拠点である小岩井駅を中心に身近な店舗など生活関連施設の充実を図ります。
- ・汚水処理施設の整備を推進します。



5-2. 大釜地域

都市づくりのテーマ

みんなで創るふれあいと活気あるまち 大釜

【地域整備方針】

国道 46 号が地域内を通っており、盛岡市内と結んでいる立地を生かし、日常的な生活サービスを提供する商業や流通などの産業振興を図ります。大釜駅を中心にして生活利便性の向上を図ります。

■土地利用の基本方針

- ・身近な店舗や商店の充実が求められており、駅周辺への日常的な生活サービスを提供する商業機能の向上を図ります。
- ・国道 46 号沿線について、開発許可制度等の運用等による沿道サービスなどの有効活用を図ります。

■交通体系整備の基本方針

- ・通勤通学や高齢者等の移動手段の確保のため、バス交通の路線網・ダイヤの見直し等による公共交通の利用促進を図ります。

■都市施設整備の基本方針

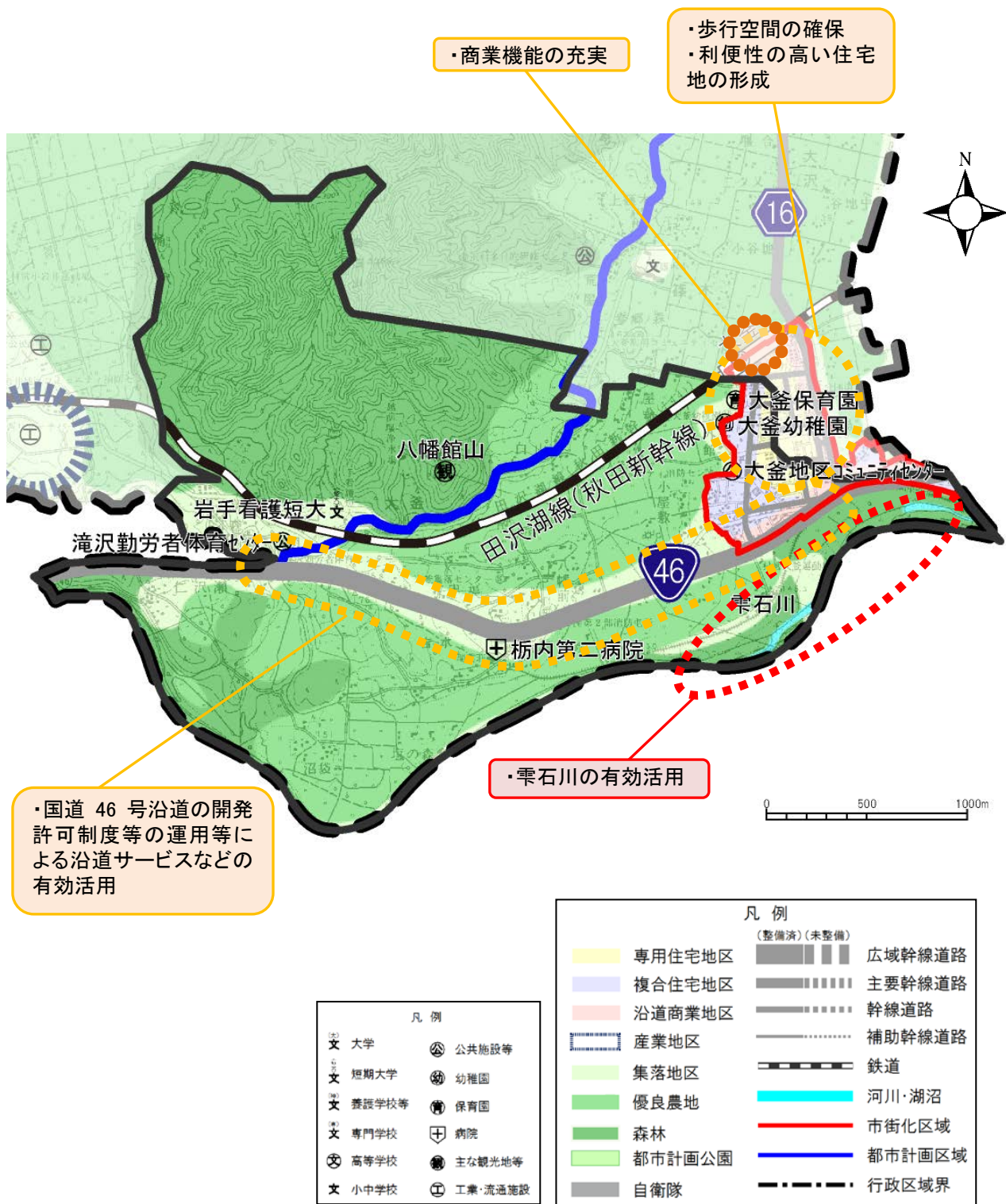
- ・通勤通学等によるバス利用者が多いことから、歩行空間の確保など、交通安全施設の充実を図ります。

■都市防災・景観・環境形成の基本方針

- ・越前堰の改修を推進します。
- ・雫石川河川敷の有効活用を検討します。

■市街地・住宅整備の基本方針

- ・大釜駅を中心とした良好な居住環境整備を図るとともに、コンパクトな市街地の形成を図ります。
- ・農村地域と市街地の調和を図ります。



大釜地域の整備方針図

5-3. 篠木地域

都市づくりのテーマ

伝統的な文化を継承し、豊かな人材を育てる里 篠木

【地域整備方針】

大釜駅を中心とした市街地における、人口増加に対応した都市基盤の充実を図り、安心して暮らせる環境を整備します。また、歴史や文化などの地域資源を保存するとともに、これを活用した交流活動を図ります。

■土地利用の基本方針

- ・今ある市街地の充実を図るとともに、自然や田園とのバランスの取れた土地利用を図ります。

■交通体系整備の基本方針

- ・主要地方道盛岡環状線や大釜駅に接続する道路の充実、公共交通利用の向上を図ります。
- ・通学路を中心に道路環境の整備を図ります。

■都市施設整備の基本方針

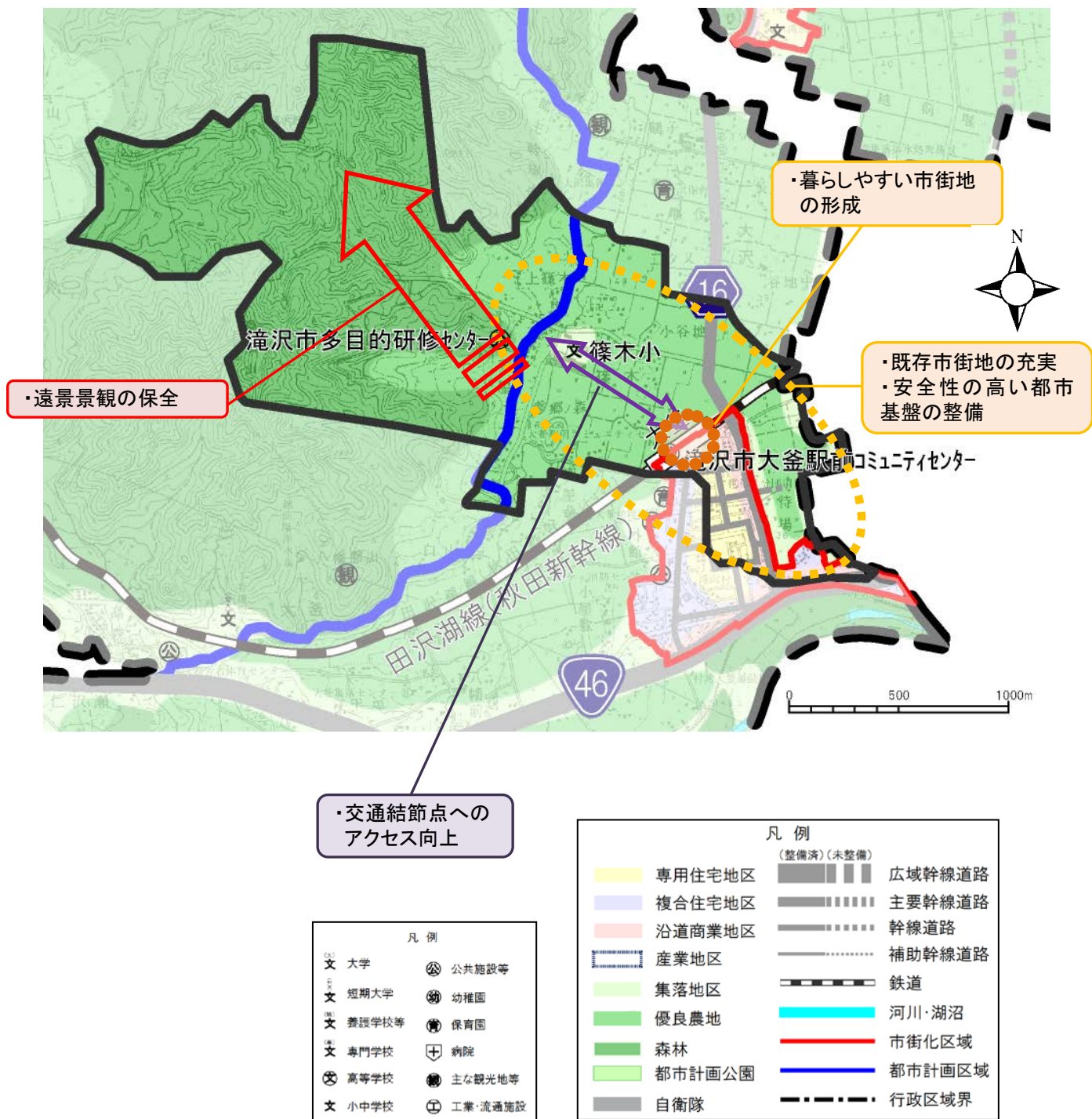
- ・安全面、防災面から歩行空間の確保など、子供や高齢者にも安全性の高い住宅地とします。

■都市防災・景観・環境形成の基本方針

- ・岩手山を望む風景を守るため、景観形成協定など、市民間でのルール作りを検討します。
- ・越前堰を地域全体で守り、ホテルなど自然に親しめる環境保全を図ります。

■市街地・住宅整備の基本方針

- ・大釜駅を中心とした良好な居住環境整備を図るとともに、都市基盤整備や生活利便施設の充実を図ります。
- ・農村地域と市街地の調和を図ります。



・交通結節点への
アクセス向上

凡例	
文 大学	公共施設等
文 短期大学	幼稚園
文 養護学校等	保育園
文 専門学校	病院
文 高等学校	主な観光地等
文 小中学校	工業・流通施設

凡例	
(整備済) (未整備)	
専用住宅地区	広域幹線道路
複合住宅地区	主要幹線道路
沿道商業地区	幹線道路
産業地区	補助幹線道路
集落地区	鉄道
優良農地	河川・湖沼
森林	市街化区域
都市計画公園	都市計画区域
自衛隊	行政区境界

篠木地域の整備方針図

5-4. 大沢地域

都市づくりのテーマ

豊かな田園風景や地域の持つ自然、歴史を大切に、多様な人々が真心でふれあう
やすらぎのある郷づくり 大沢

【地域整備方針】

主要地方道盛岡環状線や大沢集落センターを中心とした、安心して快適に暮らせる生活環境を整備します。また、昔ながらの田園風景や自然環境を保全しながら、地域内での活動を支える道路などの整備に取り組みます。

■土地利用の基本方針

- ・既存集落等の資源を維持し、集落と自然や田園とのバランスの取れた土地利用を図ります。

■交通体系整備の基本方針

- ・大釜駅や市役所周辺とのアクセスを確保するため、道路や公共交通を適切に配置し、生活利便性を高めます。

■都市施設整備の基本方針

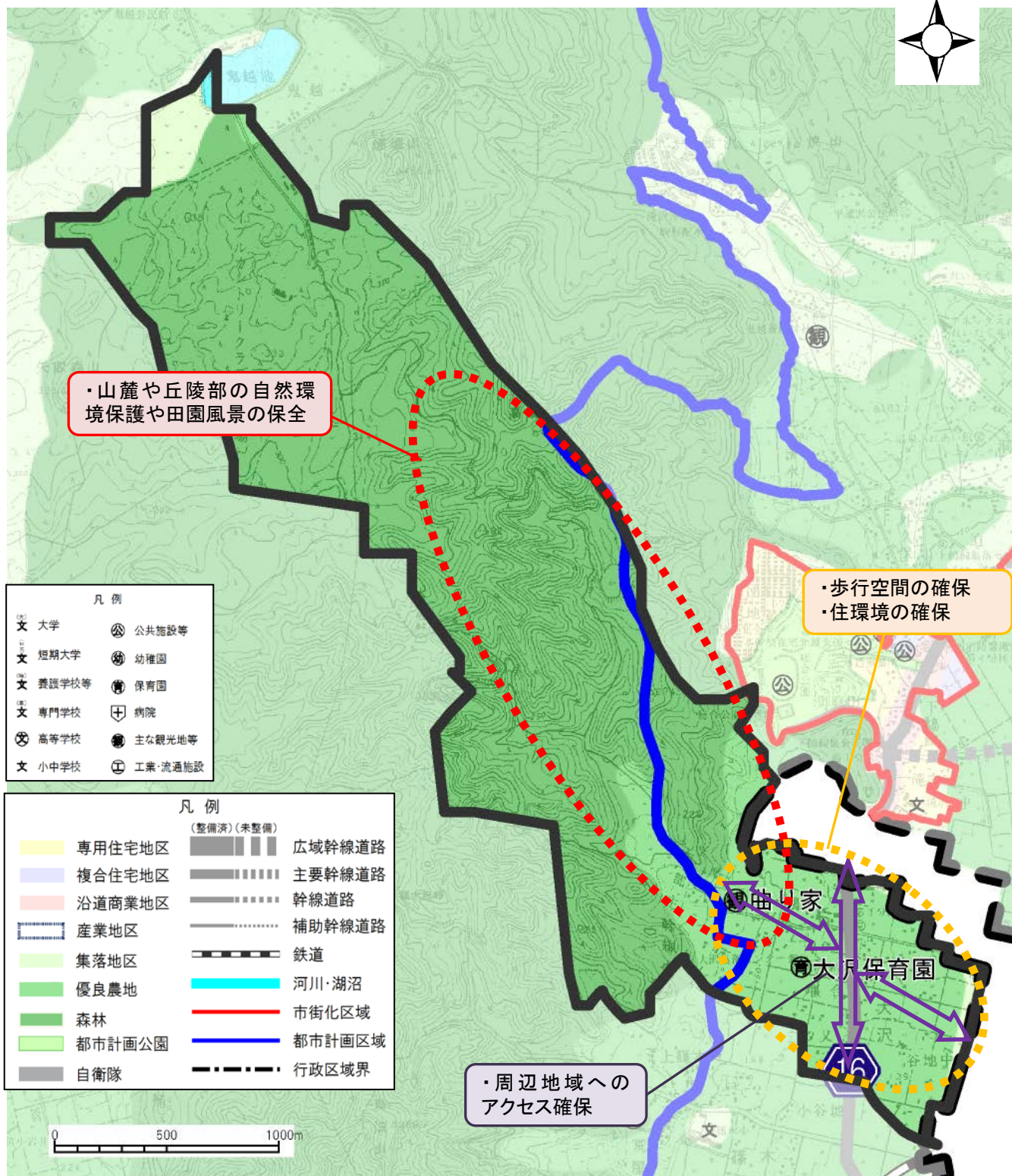
- ・子供や高齢者が安全に歩ける歩行空間を適切に配置します。

■都市防災・景観・環境形成の基本方針

- ・山林や農地などの自然環境や景観の保全を図ります。

■市街地・住宅整備の基本方針

- ・地域コミュニティの交流を促進します。
- ・歴史ある地域の資源や伝統を保全・活用したまちづくりを図ります。



大沢地域の整備方針図

5-5. 鶺鴒地域

都市づくりのテーマ

チャグチャグ馬コ発祥の地として栄える、住みよく、活気にあふれるまち 鶺鴒

【地域整備方針】

市の中心として、各種都市機能を集約し、複合的な市街地の形成を図ります。

■土地利用の基本方針

- ・市役所を中心とした公共公益機能、日常生活サービスを提供する商業、業務、医療・社会福祉、教育の各機能の向上を図り拠点性を高めます。

■交通体系整備の基本方針

- ・交差点改良による混雑緩和や交通安全施設の設置により、他地域からのアクセス向上を図ります。
- ・バスや自転車の利用率が比較的高いことから、結節機能強化などを行い、より一層の利用促進を図ります。

■都市施設整備の基本方針

- ・交流拠点複合施設や滝沢総合公園を中心として、人が集えるたまり空間や安全安心で快適な歩行空間などを適切に配置します。
- ・効率的な汚水処理施設の整備を図ります。

■都市防災・景観・環境形成の基本方針

- ・鬼越蒼前神社周辺の風景を保全するとともに、チャグチャグ馬コの歴史資源を有効に活用します。

■市街地・住宅整備の基本方針

- ・空き家の実態を把握し、良好な居住環境を形成するための方策を検討します。



・市役所周辺地域の中心拠点化
・たまり空間の確保

凡例

文 大学	公共施設等
文 短期大学	幼稚園
文 養護学校等	保育園
文 専門学校	病院
⊗ 高等学校	主な観光地等
文 小中学校	工業・流通施設

凡例

専用住宅地区	(整備済) (未整備)	広域幹線道路
複合住宅地区		主要幹線道路
沿道商業地区		幹線道路
産業地区		補助幹線道路
集落地区		鉄道
優良農地		河川・湖沼
森林		市街化区域
都市計画公園		都市計画区域
自衛隊		行政区域界

鵜飼地域の整備方針図

5-6. 姥屋敷地域

都市づくりのテーマ

健康をつくる白い牛乳、緑の野菜、住むならばお山のふところ 姥屋敷

【地域整備方針】

自然環境や小岩井農場を活用した農業体験等により、交流拡大や地域活性化を図ります。観光や保養を目的とした移動を支援するため、道路や公共交通、レクリエーション施設の整備を図ります。

■土地利用の基本方針

- ・今ある施設の有効活用を図ります。

■交通体系整備の基本方針

- ・鵜飼地域へのアクセスや通学、観光のための道路交通の機能確保を図ります。

■都市施設整備の基本方針

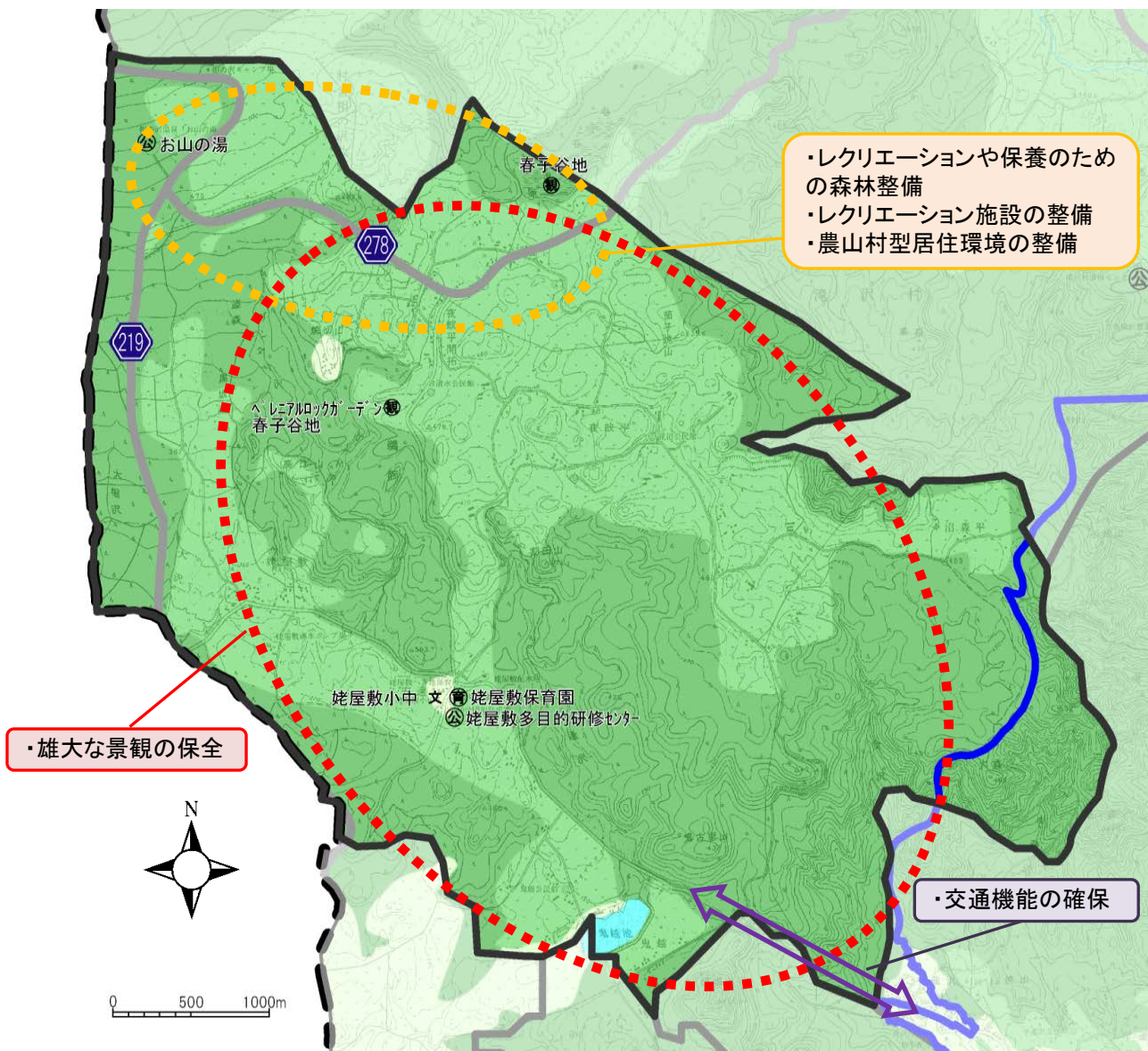
- ・春子谷地湿原やお山の湯などの自然環境を活用した、一体的利用を検討します。

■都市防災・景観・環境形成の基本方針

- ・豊かな自然環境・資源の保全を行い、他地域からの眺望としての雄大な景観を保全・活用します。

■市街地・住宅整備の基本方針

- ・自然環境負荷が少ない住環境を構築します。



・レクリエーションや保養のための森林整備
 ・レクリエーション施設の整備
 ・農山村型居住環境の整備

・雄大な景観の保全

・交通機能の確保

凡例		凡例	
文 大学	公共施設等	専用住宅地区	(整備済)(未整備) 広域幹線道路
文 短期大学	幼稚園	複合住宅地区	主要幹線道路
文 養護学校等	保育園	沿道商業地区	幹線道路
文 専門学校	病院	産業地区	補助幹線道路
文 高等学校	主な観光地等	集落地区	鉄道
文 小中学校	工業・流通施設	優良農地	河川・湖沼
		森林	市街化区域
		都市計画公園	都市計画区域
		自衛隊	行政区境界

姥屋敷地域の整備方針

5-7. 元村・室小路地域

都市づくりのテーマ

すこやかに安心して暮らせる 川と緑と名所を活かしたやすらぎのまち 元村
ささえあう 心はひとつ 室小路

【地域整備方針】

市街地周辺の田園風景や豊かな水資源を活用した、うるおいと安らぎのあるまちとします。また、新設スマート IC 整備を促進し、滝沢市の新たな玄関として、豊かな生活環境を形成します。

■土地利用の基本方針

- ・新設スマート IC 周辺において新たな産業の誘致による有効活用を図ります。
- ・日常生活の利便性確保のため、スーパー等の商業・サービス業を集積します。
- ・既存市街地内における低未利用地などの積極的な土地利用を図ります。
- ・大規模開発された土地における適正な土地利用を推進します。

■交通体系整備の基本方針

- ・各種学校や福祉施設などが多く立地していることから、通勤通学や高齢者等の移動手段の確保のため、バス交通の路線網・ダイヤの見直し等による公共交通の利用促進を図ります。

■都市施設整備の基本方針

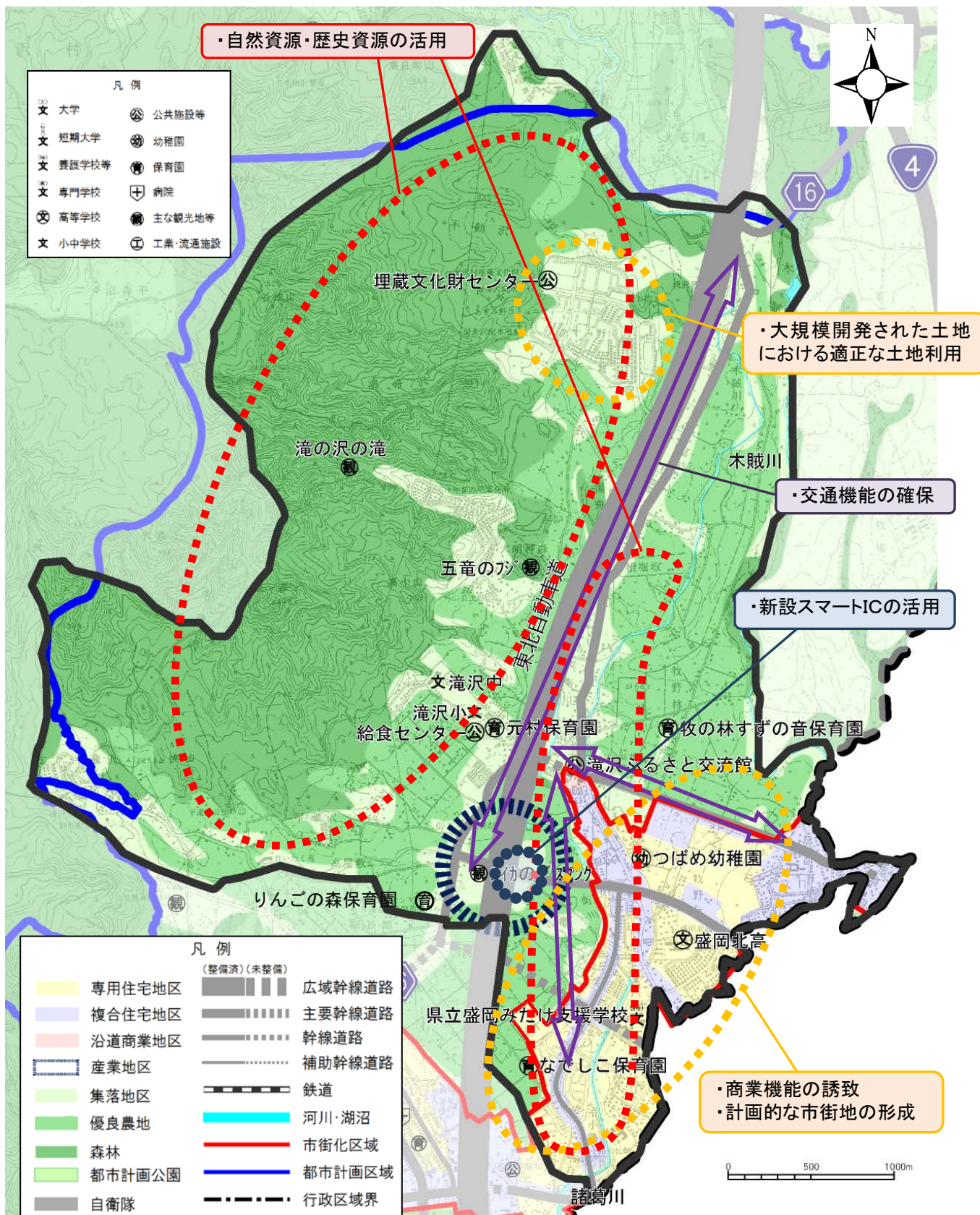
- ・新設スマート IC 周辺における産業拠点を形成するために必要な道路、上下水道等の整備を図ります。
- ・地域の安全確保のため、歩道整備など交通安全施設の充実を図ります。

■都市防災・景観・環境形成の基本方針

- ・諸葛川、木賊川などの水資源の活用、森林、農地の保全、名所等の活用を図ります。

■市街地・住宅整備の基本方針

- ・市街地と周辺農地との調和を図ります。
- ・既存集落の良好な居住環境の形成を図ります。



元村・室小路地域の整備方針図

5-8. 東部地域

都市づくりのテーマ

世代を超え、住む人みんなで創る、ふれあいとゆとりの研究学園都市 東部

【地域整備方針】

滝沢駅と巣子駅を中心とし、地域における良好な生活基盤の充実と交通結節機能の強化を図ります。岩手県立大学周辺における産業と大学等の文教施設の交流により、地域や全市の活性化を促す地域環境を形成します。

■土地利用の基本方針

- ・集積した研究開発機能に加え、各種生活機能を適切に配置し、交通結節拠点の形成を図ります。
- ・IPU イノベーションセンター及びイノベーションパークと連携し、若者の就業の場を確保します。

■交通体系整備の基本方針

- ・滝沢駅や巣子駅の交通結節機能向上のため、路線バス、自動車、自転車などとの連携を図ります。
- ・歩道の設置を含めた道路環境の整備を図ります。

■都市施設整備の基本方針

- ・駅アクセスにおける歩行者、自転車の空間確保や道路網の充実を図ります。

■都市防災・景観・環境形成の基本方針

- ・森林や農地を適切に保全するとともに、巣子川などを活用したうるおいのある環境づくりを図ります。
- ・建物の高さやデザイン、生け垣作り等に配慮する地域のルール作りを検討します。

■市街地・住宅整備の基本方針

- ・滝沢駅周辺や巣子駅周辺等の既存市街地における効果的な土地利用を検討することにより、住環境の向上を図ります。



5-9. 一本木地域

都市づくりのテーマ

岩手山麓に開き行く、みどりの里 一本木

【地域整備方針】

森林や集団農地の保全を図るとともに、国道 282 号のバイパス整備を促進します。既存集落周辺における住環境の改善や交通利便性向上による交流人口や定住人口の維持を図ります。

■土地利用の基本方針

- ・ 国道 282 号や一本木バイパス沿いを中心に、開発許可制度等の運用等による沿道サービスなどの有効活用を図ります。

■交通体系整備の基本方針

- ・ 一本木バイパスの整備を促進し、地域間交流の活発化を図ります。

■都市施設整備の基本方針

- ・ 大規模開発された一団の住宅地は、都市基盤の整備された良好な居住環境を維持するため、都市基盤の計画的な維持・更新を図ります。

■都市防災・景観・環境形成の基本方針

- ・ 集団農地や森林を保全する一方、自然環境を活用したレクリエーションの場の充実を図ります。

■市街地・住宅整備の基本方針

- ・ 既存集落における交通安全施設の整備などによる良好な住環境の整備を図ります。
- ・ 自衛隊岩手駐屯地を含めた地域内交流を深めるため、環境の整備を図ります。
- ・ 汚水処理施設の整備を推進します。



凡例		凡例	
		(整備済)(未整備)	
文 大学	公共施設等	専用住宅地区	広域幹線道路
文 短期大学	幼稚園	複合住宅地区	主要幹線道路
文 養護学校等	保育園	沿道商業地区	幹線道路
文 専門学校	病院	産業地区	補助幹線道路
⊗ 高等学校	主な観光地等	集落地区	鉄道
文 小中学校	工業・流通施設	優良農地	河川・湖沼
		森林	市街化区域
		都市計画公園	都市計画区域
		自衛隊	行政区域界

一本木地域の整備方針図

5-10. 柳沢地域

都市づくりのテーマ

岩手山の麓で人々が集い、ほっとするふるさと森と酪農の柳沢

【地域整備方針】

農地や森林、岩手山などの豊かな自然や景観を保全しながら、山間型農村居住環境を形成します。自然とのふれあいを目的としたレクリエーション地域といった土地利用を図ることにより、交流人口の増加を目指します。

■土地利用の基本方針

- ・ 開発行為などに対して適切な指導を行うことにより、生活環境の維持保全を図ります。

■交通体系整備の基本方針

- ・ 通勤通学、高齢者等の移動手段や観光のため、バス交通の充実を図ります。

■都市施設整備の基本方針

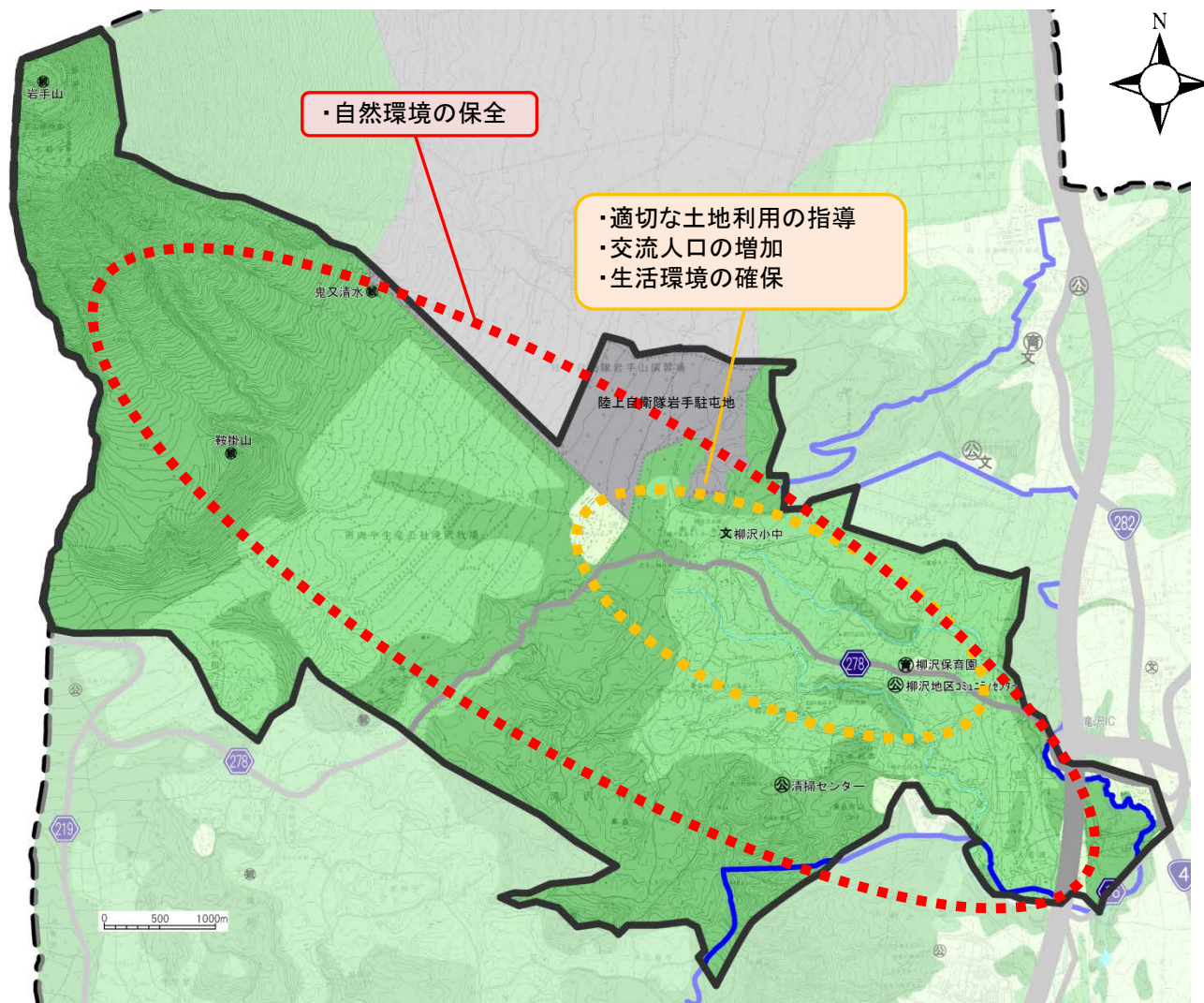
- ・ 地域資源を活用した魅力づくりにより、交流人口の増加を図ります。

■都市防災・景観・環境形成の基本方針

- ・ 岩手山や春子谷地湿原周辺の自然環境の保全を図ります。

■市街地・住宅整備の基本方針

- ・ 環境負荷を少なくした山間型農村住居環境を形成します。



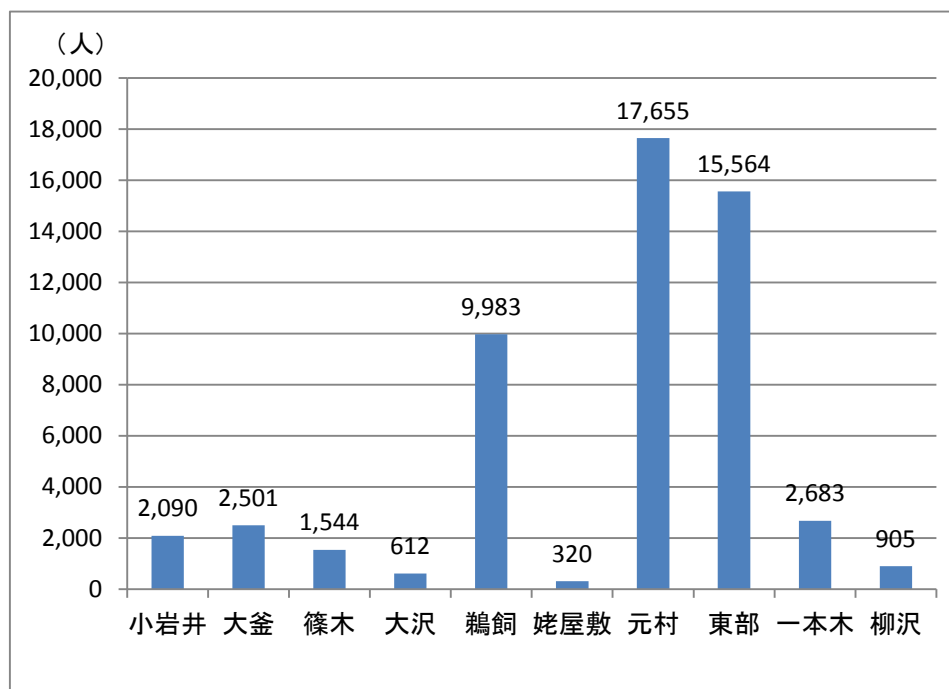
柳沢地域の整備方針図

5-11. 地域別比較

(1) 人口

- 元村地域（室小路地域含む）、東部地域、鶺鴒地域の人口が多くなっています。
- 一方、姥屋敷地域、大沢地域、柳沢地域の人口は1,000人未満となっています。

	小岩井	大釜	篠木	大沢	鶺鴒	姥屋敷	元村	東部	一本木	柳沢
H22人口	2,090	2,501	1,544	612	9,983	320	17,655	15,564	2,683	905



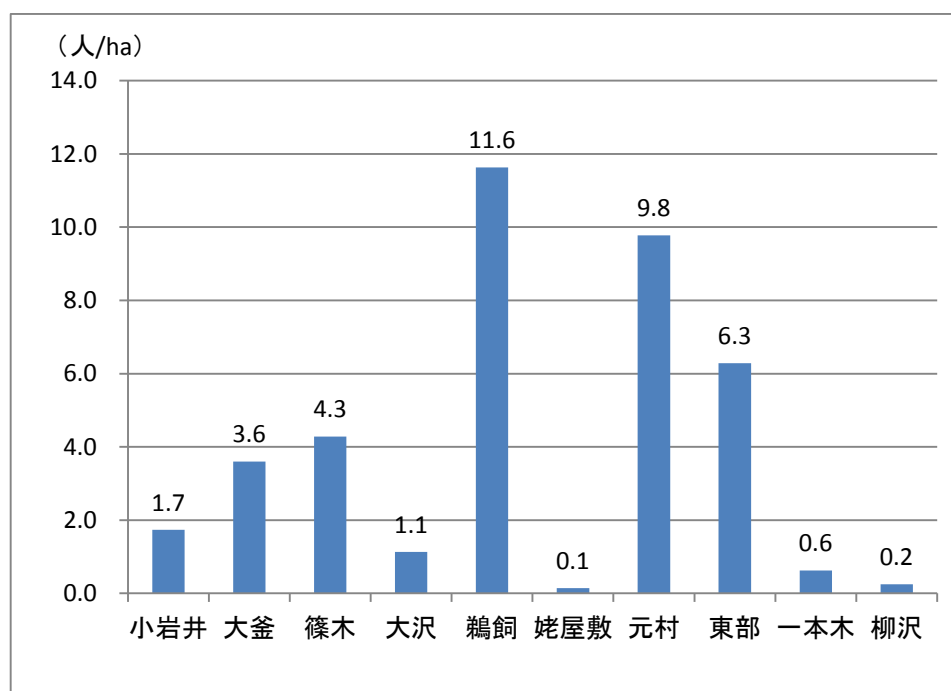
※元村地域には、室小路地域を含んでいます。

資料：H22 国勢調査

(2) 人口密度

- 鶺鴒地域の人口密度が最も多く、ついで元村地域（室小路地域含む）、東部地域となっています。
- 姥屋敷地域、柳沢地域、一本木地域の人口密度は1人/haを下回っています。

	小岩井	大釜	篠木	大沢	鶺鴒	姥屋敷	元村	東部	一本木	柳沢
H22人口密度 (人/ha)	1.7	3.6	4.3	1.1	11.6	0.1	9.8	6.3	0.6	0.2



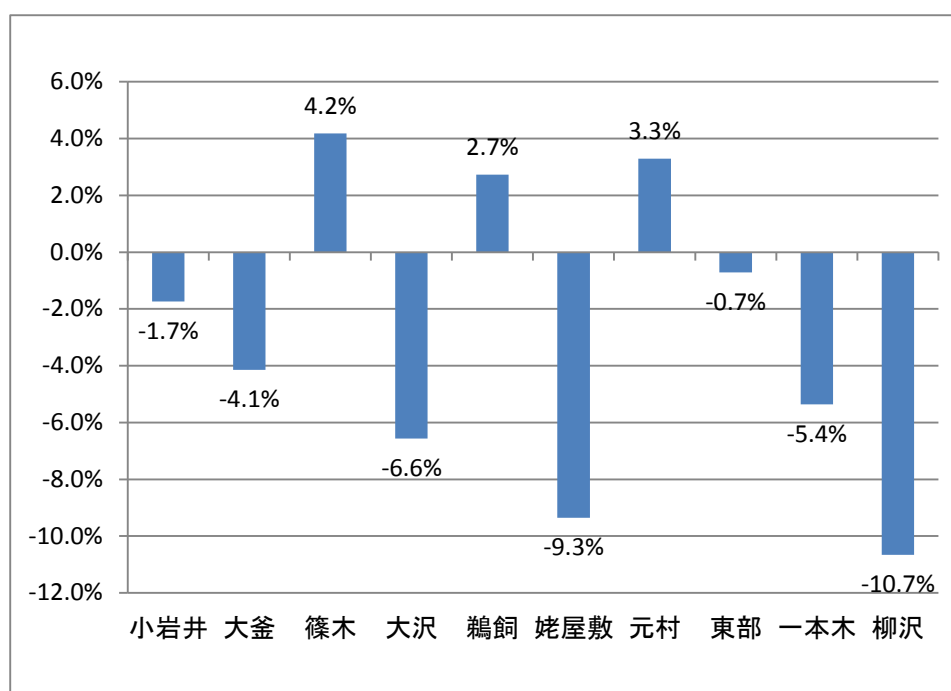
※元村地域には、室小路地域を含んでいます。

資料：H22 国勢調査・滝沢村統計書

(3) 人口増加率

- ・篠木地域、元村地域（室小路地域含む）、鶺鴒地域の人口増加率が高くなっています。
- ・柳沢地域や姥屋敷地域、大沢地域、一本木地域などが5%以上の減少となっています。

	小岩井	大釜	篠木	大沢	鶺鴒	姥屋敷	元村	東部	一本木	柳沢
H17-H22 人口増加率(%)	-1.7%	-4.1%	4.2%	-6.6%	2.7%	-9.3%	3.3%	-0.7%	-5.4%	-10.7%



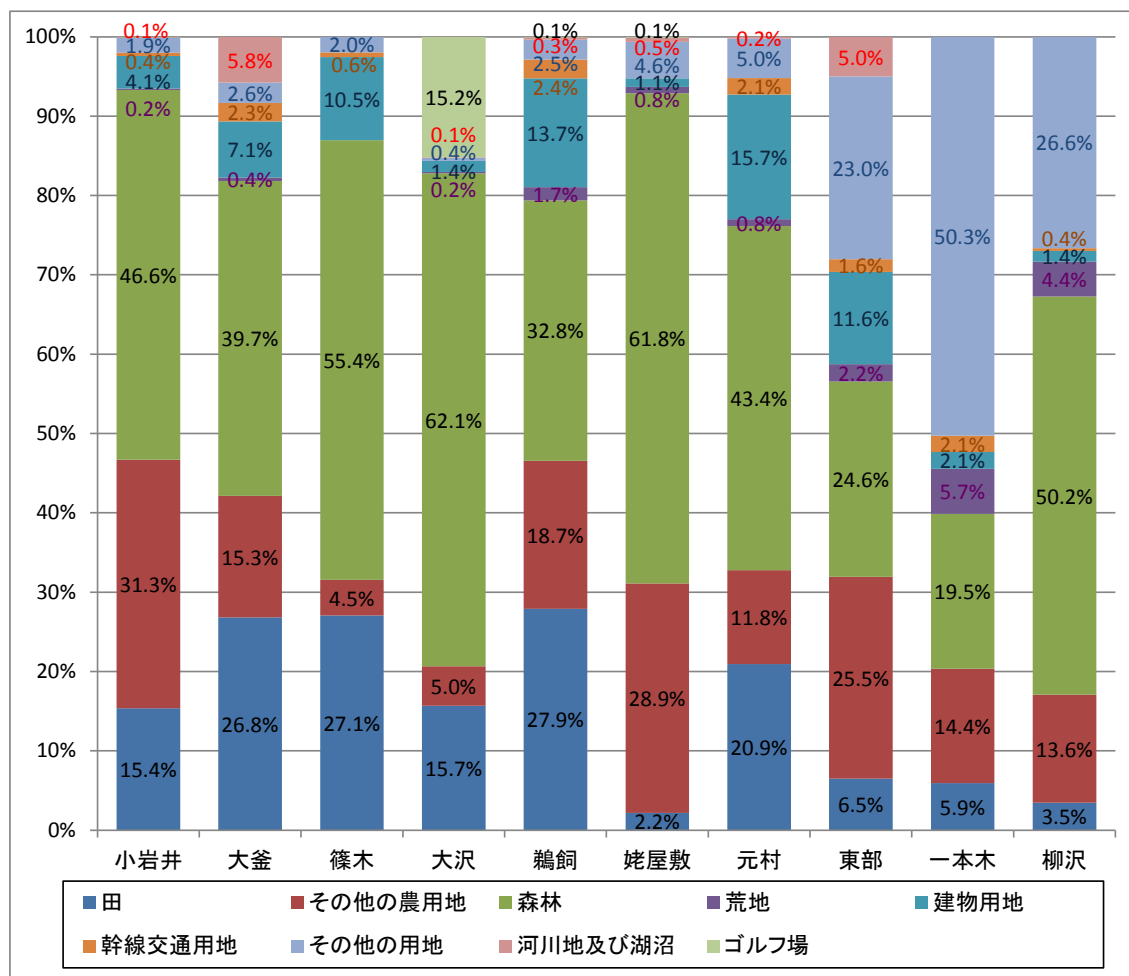
※元村地域には、室小路地域を含んでいます。

資料：H22 国勢調査・滝沢村統計書

(4) 土地利用現況

- ・人口集積が高い元村地域（室小路地域含む）や鵜飼地域では“建物用地”が多くなっています。
- ・大釜地域、篠木地域、鵜飼地域では“田”の割合が1/4以上を占めています。
- ・一方、小岩井地域、姥屋敷地域、東部地域では“その他の農地”が1/4以上を占めています。
- ・大沢地域、姥屋敷地域、柳沢地域では森林が1/2以上を占めています。
- ・一本木地域は約半分が“その他”陸上自衛隊岩手山中演習場が占めています。

	小岩井	大釜	篠木	大沢	鵜飼	姥屋敷	元村	東部	一本木	柳沢
田	15.4%	26.8%	27.1%	15.7%	27.9%	2.2%	20.9%	6.5%	5.9%	3.5%
その他の農用地	31.3%	15.3%	4.5%	5.0%	18.7%	28.9%	11.8%	25.5%	14.4%	13.6%
森林	46.6%	39.7%	55.4%	62.1%	32.8%	61.8%	43.4%	24.6%	19.5%	50.2%
荒地	0.2%	0.4%	0.0%	0.2%	1.7%	0.8%	0.8%	2.2%	5.7%	4.4%
建物用地	4.1%	7.1%	10.5%	1.4%	13.7%	1.1%	15.7%	11.6%	2.1%	1.4%
幹線交通用地	0.4%	2.3%	0.6%	0.0%	2.4%	0.0%	2.1%	1.6%	2.1%	0.4%
その他の用地	1.9%	2.6%	2.0%	0.4%	2.5%	4.6%	5.0%	23.0%	50.3%	26.6%
河川地及び湖沼	0.1%	5.8%	0.0%	0.1%	0.3%	0.5%	0.2%	5.0%	0.0%	0.0%
ゴルフ場	0.0%	0.0%	0.0%	15.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



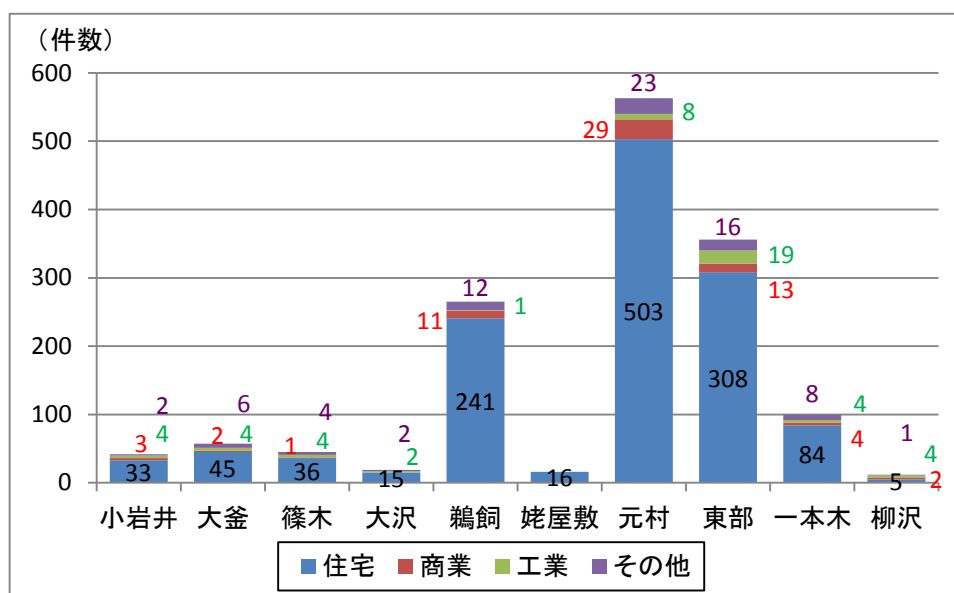
※元村地域には、室小路地域を含んでいます。

資料：H22 都市計画基礎調査

(5) 建築申請件数 (H17~H22)

- 建築申請件数が多いのは、元村地域（室小路地域含む）、東部地域、鶺鴒地域となっています。
- 住宅及び商業が最も多いのは元村地域（室小路地域含む）、工業が多いのは東部地域となっています。
- 建築申請件数が少ないのは柳沢地域、姥屋敷地域、大沢地域となっています。

	小岩井	大釜	篠木	大沢	鶺鴒	姥屋敷	元村	東部	一本木	柳沢
住宅	33	45	36	15	241	16	503	308	84	5
商業	3	2	1	0	11	0	29	13	4	2
工業	4	4	4	2	1	0	8	19	4	4
その他	2	6	4	2	12	0	23	16	8	1
計	42	57	45	19	265	16	563	356	100	12



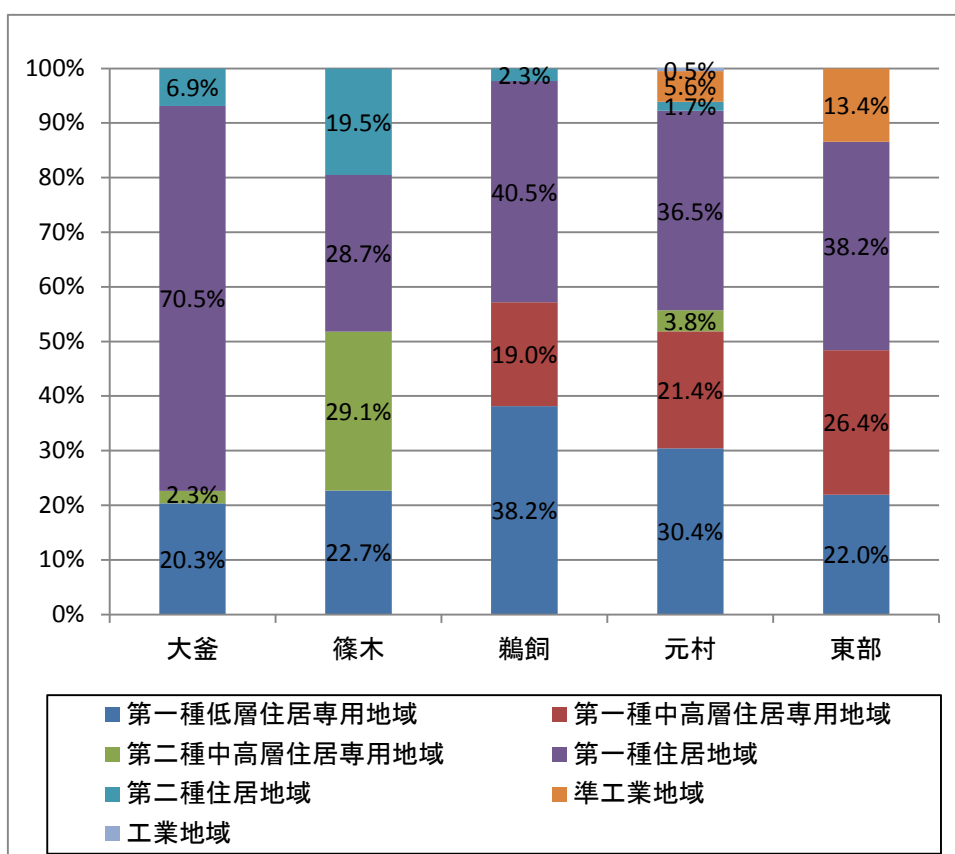
※元村地域には、室小路地域を含んでいます。

資料：H22 都市計画基礎調査

(6) 用途地域

- ・ 鶺鴒地域や元村地域（室小路地域含む）は“第一種低層住居専用地域”が多くなっています。
- ・ 篠木地域や東部地域は“第一種中高層住居専用地域”、“第二種中高層住居専用地域”といった中高層住居専用地域の指定が多くなっています。
- ・ 大釜地域は“第一種住居地域”、“第二種住居地域”といった住居地域が多くなっています。
- ・ 工業系用途は元村地域と東部地域に指定されています。
- ・ 商業系用途の指定はありません。

	大釜	篠木	鶺鴒	元村	東部
第一種低層住居専用地域	20.3%	22.7%	38.2%	30.4%	22.0%
第一種中高層住居専用地域	0.0%	0.0%	19.0%	21.4%	26.4%
第二種中高層住居専用地域	2.3%	29.1%	0.0%	3.8%	0.0%
第一種住居地域	70.5%	28.7%	40.5%	36.5%	38.2%
第二種住居地域	6.9%	19.5%	2.3%	1.7%	0.0%
準工業地域	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	13.4%
工業地域	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



※元村地域には、室小路地域を含んでいます。

資料：平成 23 年度 滝沢村まちづくり検討業務

6. 実現化方策の検討

6-1. アクションプログラムの検討

(1) アクションプログラムの検討

「全体構想」及び「地域別構想」に位置づけた各方針のうち、都市整備分野に係る施策により実現を図るものについて、「実現化方策」及び「整備目標」を以下のとおり設定します。

なお、「実現化方策」及び「整備目標」については、達成状況を検証しながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、地域住民の都市づくりへの意識が高まり、個別の地域や方針に限定して事業の実施が可能となる場合は、適切な方策による実現化を図っていきます。

▼ 表 アクションプログラム (1/2)

	方針	対象	実現化方策	整備目標時期	
				短期	中・長期
土地利用の基本方針	市街化区域における居住環境・商業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内の一団の未利用地 滝沢駅から岩手県立大学周辺、菓子駅周辺 市街化区域内の国道4号等幹線道路沿道 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画制度の適用の検討 都市再生整備計画事業 		●
	既存集落地における居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 集落地 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画制度の適用の検討 優良田園住宅制度 		●
	複合的な市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> 滝沢市役所周辺 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画制度の適用の検討 都市再生整備計画事業 	●-----▶	
	新たな土地利用計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> 東北縦貫自動車道新設スマートIC予定位置 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画制度の適用の検討 		●
	農地や森林の保全	<ul style="list-style-type: none"> 農地や森林 	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域や森林地域等に係る法令の遵守（継続） 	●-----▶	
交通体系の整備の基本方針	スマートICの整備	<ul style="list-style-type: none"> 東北縦貫自動車道滝沢IC～盛岡IC間 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画に基づく実施 		●
	幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 都市計画道路以外の幹線道路 	<ul style="list-style-type: none"> 道路又は街路事業（他の都市基盤整備を兼ねる場合は地区計画の策定又は見直し） 都市計画道路の変更又は廃止 	●-----▶	
	安全・安心な生活道路の確保	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設等整備事業 	●-----▶	
	交通施設ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 市内 	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通総合連携計画の策定（滝沢市公共交通計画の見直し） 		●
	交通結節点の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市内各駅及び市役所 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設等整備事業 都市再生整備計画事業 		●

▼ 表 アクションプログラム (2/2)

	方針	対象	実現化方策	整備目標時期	
				短期	中・長期
都市施設の整備の基本方針	総合公園の計画的な維持・修繕	・滝沢総合公園	・長寿命化計画の策定 ・公園施設維持管理事業		●
	都市公園のバリアフリー化	・都市公園	・バリアフリー化事業		●
	身近に利用できる公園等オープンスペースの整備	・市街化区域及び集落地	・地区計画の策定又は見直し		●
	道路の緑化	・緑のネットワークに位置づけた各路線	・交通安全施設等整備事業	●-----▶	
	上水道の整備・維持・修繕	・老朽水道施設の更新	・上水道事業	●-----▶	
	下水道等の整備・維持・修繕	・下水道計画区域	・公共下水道事業	●-----▶	
			・浄化槽整備事業 ・排水路整備事業	●-----▶	
河川整備	・北上川や雫石川等の河川	・河川整備事業	●-----▶		
都市防災・景観・環境形成の基本方針	建築物の耐震化対策	・耐震化の必要な建築物	・滝沢市耐震改修促進計画の実施	●-----▶	
	災害の発生が懸念される地区における開発抑制	・自然災害の発生が懸念される地区	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・急傾斜地崩壊危険区域		●
	良好な景観の形成	・市域全体	・景観形成基本方針の策定 ・住民協定	●-----▶	
市街地・住宅整備の基本方針	良好な市街地環境の維持	・土地区画整理事業地 ・滝沢ニュータウン等の既存住宅団地	・地区計画の策定又は見直し ・都市再生整備計画事業		●
	市営住宅の長期的有効活用	・一本木住宅	・長寿命化計画の策定 ・都市再生整備計画事業		●

(2) リーディングプロジェクトの設定

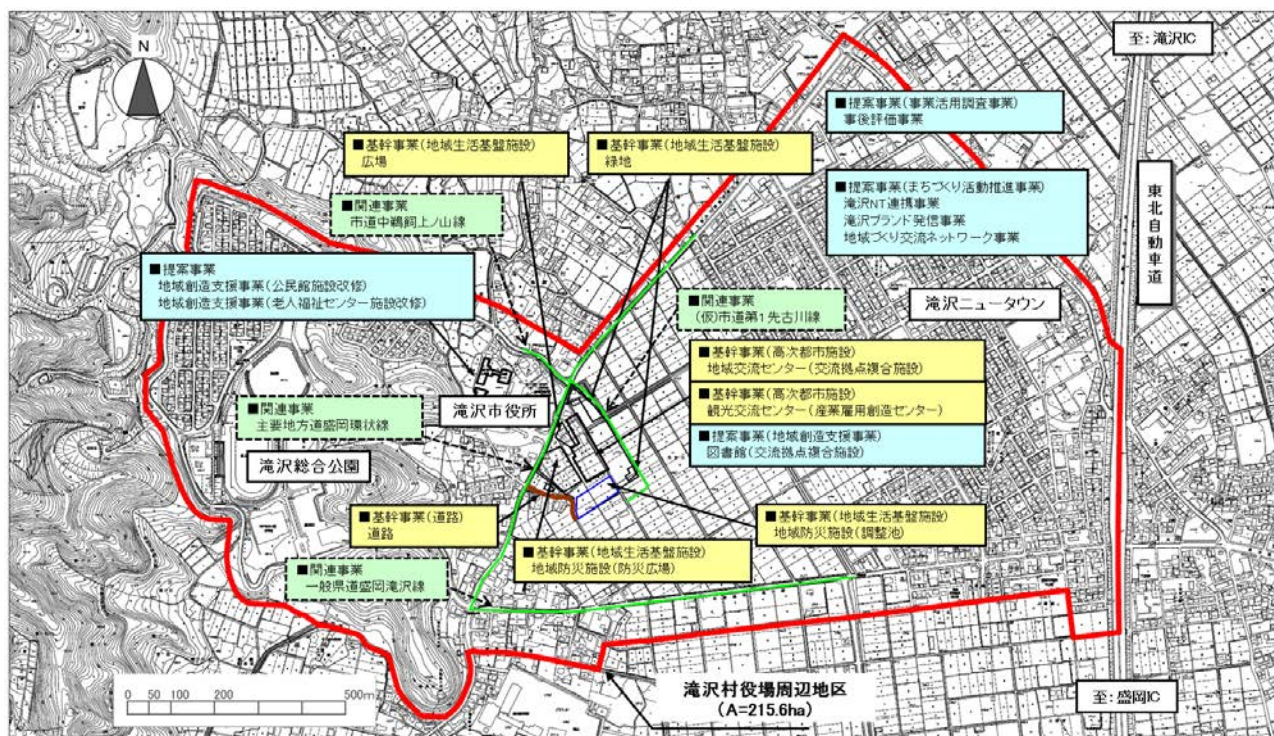
アクションプログラムで示した「実現化方策」のうち、重点的に取り組む施策として「リーディングプロジェクト」を下記のとおり設定します。

なお、リーディングプロジェクトに限らず、地域住民の都市づくりへの意識が高まり、個別の施策が早期に実施できる場合は、短期的に取り組むこととします。

① 滝沢市役所周辺における中心拠点の形成

- 「全体構想」では、滝沢市役所周辺において複合施設の立地促進、各種都市機能が集約された複合的な市街地形成を位置づけました。
- 滝沢市役所周辺では、「滝沢市役所周辺に魅力ある行政・公益施設ゾーンを創出し、市民の交流と学習により活力ある都市づくりの拠点とする」ことを目標に、平成28年度末までを計画期間とした都市再生整備計画事業による拠点整備等が進められています。また、「鶉飼地区地区計画」により、公共公益施設の立地を担保しています。
- 一方、隣接地では「御庭田地区地区計画」が策定されており、「主要地方道盛岡環状線沿道及び都市計画道路上堂鶉飼線の沿道（一般県道盛岡滝沢線）は、地区の利便性向上のため、日常的な商業施設等の利用を図る」ことが位置づけられているものの、主に住宅を中心とした土地利用が形成されています。
- 以上のことから、滝沢市役所周辺を対象とした本市の中心を担う拠点を形成するため、短期的には「土地利用計画」の策定に向けた検討を行います。さらに中・長期的には、岩手県等の関係機関との調整・手続きを進めつつ、具体的な「開発計画の策定」「開発区域の設計」等について検討を行います。

▼ 図 都市再生整備計画（平成26年3月）における整備方針概要図



②新設スマート IC 整備位置周辺における産業拠点の形成

- 「全体構想」では、新設スマート IC 周辺において交通条件を生かした産業拠点の形成を位置づけました。
- 上記を実現するため、新設スマート IC 周辺の「土地利用計画」を明確にし、その中で「開発の必要性・緊急性・位置選定の妥当性」等について検討を行う必要があります。
- さらに、新設スマート IC が市街化調整区域であり、開発区域に農業振興地域農用地区を含む可能性が高いことから、新設スマート IC 周辺の「土地利用計画」を基に、盛岡広域や国・県との調整を行い、開発に係る都市計画制度の活用を検討していきます。
- 以上のことから、新設スマート IC 周辺において産業拠点を形成するため、短期的には「土地利用計画」の策定に向けた検討を行います。さらに中・長期的には、岩手県等の関係機関との調整・手続きを進めつつ、具体的な「開発計画の策定」「開発区域の設計」等について検討を行います。
- なお、新設スマート IC 整備については、交通アクセスの向上を始めとし、観光等の産業振興、救急医療支援等に大きな効果が期待されることから、事業計画に基づいた整備を推進していきます。

③滝沢駅周辺から岩手県立大学周辺における交通結節拠点及び産業拠点の形成

- 「全体構想」では、滝沢駅周辺から岩手県立大学周辺にかけて賑わいと活力を生む交通結節拠点の形成を位置づけし、また、岩手県立大学周辺において産学官連携による雇用や活力を生む産業拠点の形成を位置づけました。
- 上記を実現するため、滝沢駅周辺から岩手県立大学周辺にかけての「土地利用計画」を明確にし、その中で滝沢市 IPU イノベーションセンター・イノベーションパークや岩手県立大学等の既存施設との関連性や学生等の生活を支えるサービス施設の立地の視点から「開発の必要性・緊急性・位置選定の妥当性」等について検討を行います。
- さらに、市街化調整区域が含まれていることから、滝沢駅周辺から岩手県立大学周辺にかけての「土地利用計画」を基に、開発に係る都市計画制度の活用を検討します。
- 以上のことから、滝沢駅周辺から岩手県立大学周辺にかけて交通結節拠点及び産業拠点を形成するため、短期的には「土地利用計画」の策定に向けた検討を行います。さらに中・長期的には、岩手県等の関係機関との調整・手続きを進めつつ、「開発計画の策定」「開発区域の設計」等について検討を行います。

④巢子駅周辺及び国道4号における交通結節拠点の形成

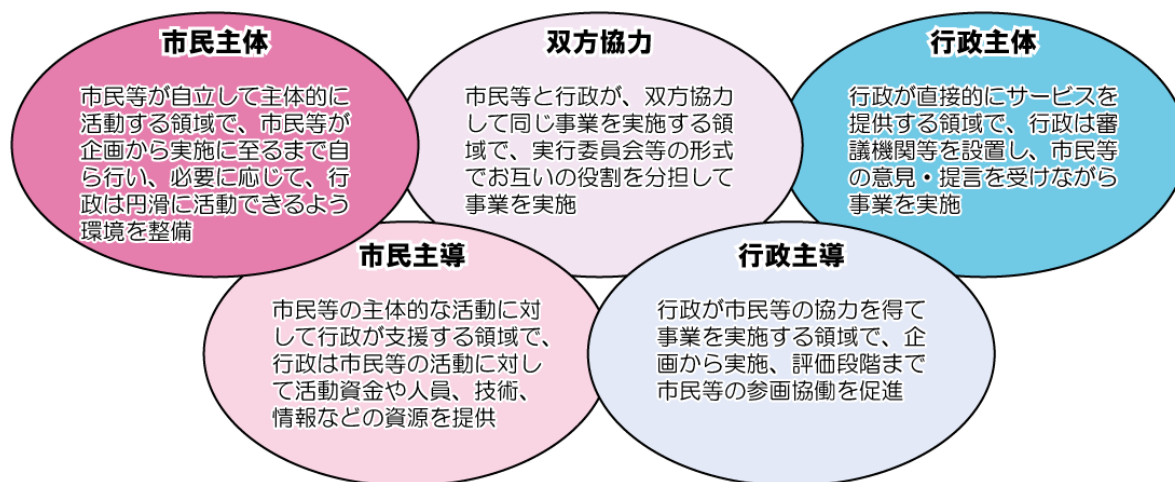
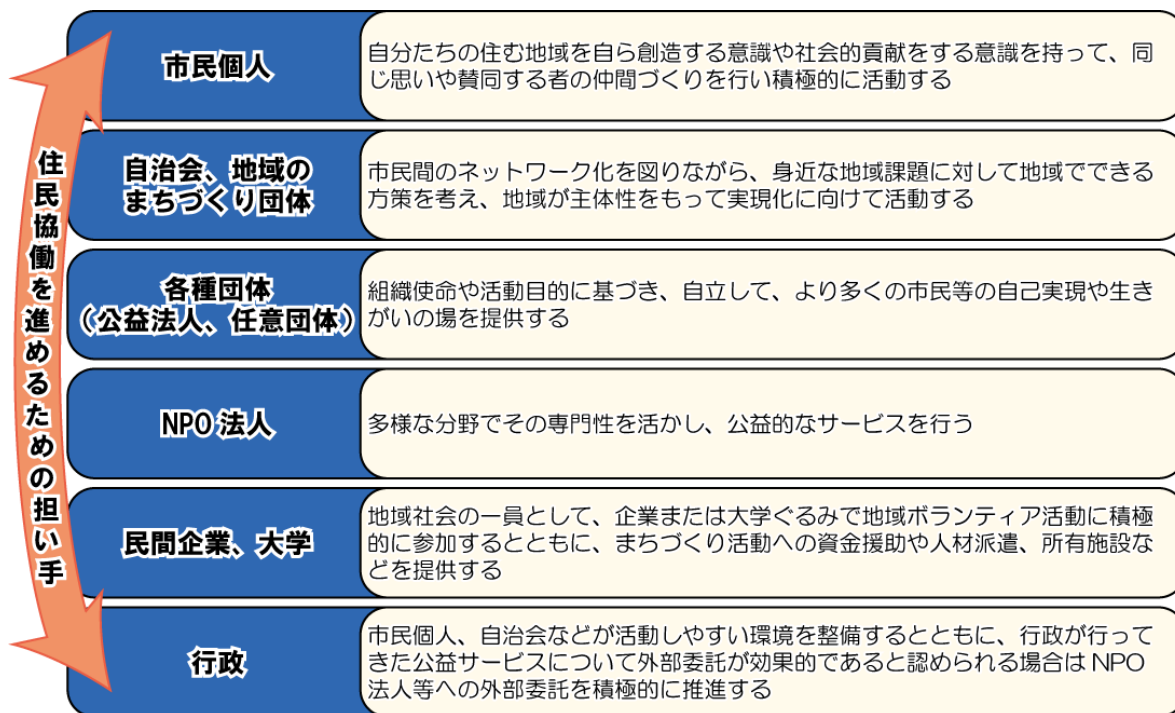
- 「全体構想」では、巢子駅周辺及び国道4号において交通条件を生かした交通結節拠点の形成を位置づけました。
- 現在、巢子駅周辺は「巢子駅地区地区計画」が策定されており、「駅前拠点を形成する地区とゆとりある住宅地を形成する地区に区分し、各地区にふさわしい土地利用を誘導し、良好な市街地の形成を図る」ことが位置づけられているものの、主に住宅を中心とした土地利用が形成されています。
- 以上のことから、巢子駅周辺及び国道4号において交通結節拠点を形成するため、中・長期的には、その中で生活利便性の高い日常的な生活サービスを提供する商業、業務施設の誘導を目的とした、「地域地区（用途地域の見直し及び特別用途地区の指定）」「地区計画の見直し」等について検討していきます。

6-2. 協働の都市づくりを推進するための役割分担の検討

「全体構想」及び「地域別構想」に位置づけた各方針を実現していくためには、行政による取り組みのほか、市民や企業等も将来都市像を共有し、各々が適切な役割分担のもとに協力し合う「協働」による都市づくりを推進していくことが重要です。

以上のことから、住民協働による都市づくりを進めていくための「各担い手の役割」「領域」を下図のとおりとします。

▼ 図 住民協働を行うための、各担い手の役割及び領域



用途地域等の都市計画制度や事業に対しては、市民等が主体的・積極的に都市づくりに関わっていく仕組みとして、土地所有者、都市づくりNPO、民間事業者等が一定の条件を満たした場合に、「都市計画の提案制度」を活用した提案を行う事が可能です。

「都市計画の提案制度」の手続きの流れは、下図のとおりです。

▼ 図 「都市計画の提案制度」の手続きの流れ

